

2015.3.31

聖心女子大学

## 平成 26 年度自己点検・評価報告書

### I 今年度の自己点検・評価活動の状況

平成 26 年度第 1 回全学評価委員会（6 月 27 日開催）での決定に従い、以下の活動を行った。

#### 1. 新規認証評価の前提となる課題の解決<4月～2月>

##### (1) 各種「方針」の整備

次の「方針」を定めた。

「聖心女子大学の求める教員像」

「聖心女子大学の教員組織の編制方針」

学部学科ごとの「三つのポリシー」

大学院専攻ごとの「三つのポリシー」

「学生支援方針」

「教育研究等環境の整備に関する方針」

「研究倫理指針」

「社会連携・社会貢献に関する方針」

「管理運営方針」

「内部質保証に関する方針」

##### (2) 「検証」体制の整備

次の「検証」体制の検討・整備を進めた。

理念・目的の適切性の検証（学部・院）

教育研究組織の適切性の検証（学部・院）

教員組織の適切性の検証（学部・院）

教育内容・方法・成果及び「三つのポリシー」の適切性の検証（学部・院）

学生受け入れの適切性の検証

学生支援の適切性の検証

教育研究等環境整備の適切性の検証

社会連携・社会貢献の適切性の検証

管理運営・財務に関する適切性の検証

内部質保証システムの適切性の検証

##### (3) 改善すべき課題の解決

次の課題を解決した（他の委員会によるものを含む）が、未解決の課題も残されている。

教員の教育研究業績の公表方法改善（検討中）

シラバスの見直し

学部・院の合同授業の見直し

課程博士につき学位規定の見直し  
大学院研究指導の改善（複数指導体制、研究指導計画書）  
FD 協議会の体制整備  
学外者の意見聴取の検討（検討中） など

## 2. 新規認証評価に向けての点検・評価

### (1) 基盤自己評価の継続実施<7月～9月>

平成 25 年度に実施した基盤自己評価を基に、その後の変化を反映させて修正し、本学として取り組むべき課題を明確化した。

### (2) 大学基準の章単位による到達目標の達成度評価の継続実施<10～11月>

平成 25 年度に実施した到達目標の達成度評価を基に、その後の変化を反映させて修正した。同時に、「大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題」、「効果が上がっている事項」、「改善すべき事項」、「将来に向けた発展方策」も、その後の変化を反映させて修正し、「根拠資料」の整備を図った。

以上の作業をとおして、本学として取り組むべき課題を明確化していく。

### (3) 上記(1)、(2)を踏まえた大学基準「点検・評価項目」ごとの記述開始<11～1月>

基盤評価、達成度評価を踏まえ、大学基準各章の「点検・評価項目」に即して各評価単位で点検・評価結果をもとに本番に向けて記述を行い、本学として取り組むべき課題を明確化した。

### (4) 学科・専攻ごとの自己点検・評価の継続実施<10～1月>

平成 25 年度に実施した学科・専攻ごとの点検・評価を基に、その後の変化を反映させて修正した。特に改組をした学科はその変化を中心に修正した。

点検・評価項目は教育内容・方法を中心に、項目を大括りした調査シートを利用して記述するとともに本学として取り組むべき課題を明確化した。

### (5) (全体を踏まえて) 内部質保証システムの有効性・妥当性の確認、課題の抽出を行った。 <1～2月>

### (6) 上記1(1)～(3)、2(1)～(5)を踏まえ、認証評価に向けた改善課題の抽出と検討を行った。 <～2月>

## II 上記活動の結果とその資料

### 1. 新規認証評価の前提となる課題の解決

(1) 大学基準別の本学各種方針一覧<別紙1参照>※平成26年度制定以外の方針も含め一覧とした。

(2) 自己点検・評価における検証体制等について(省略)

自己点検・評価における検証システムのイメージ図<別紙2参照>※現在検討中の案を参考として示した。

検証体制構築のための検討資料（素案）＜別紙3参照＞※現在検討中の案を参考として示した。  
大学基準「点検・評価項目」毎の記述に対する全学評価委員会による検証意見書まとめ  
＜別紙4参照＞

- (3) 省略（関係委員会議事録参照）
- 2. 新規認証評価に向けての点検・評価
  - (1) 基盤自己評価の結果について＜別紙5参照＞
  - (2) 到達目標の達成度評価の結果について＜別紙6参照＞
  - (3) 大学基準「点検・評価項目」ごとの記述の結果について（省略）
  - (4) 学科・専攻ごとの点検・評価の結果について（省略）
  - (5) 省略
  - (6) 省略

以上

## 聖心女子大学の各種方針一覧（大学基準別）

ゴシックは平成26年度制定または改定したもの

大学基準	対応する方針等名称
1 理念・目的	「聖心女子大学の理念」
2 教育研究組織	—
3 教員・教員組織	「聖心女子大学の求める教員像」 「聖心女子大学の教員組織の編制方針」
4 教育内容・方法・成果	「ディプロマポリシー」（学部） 「カリキュラムポリシー」（学部） 「ディプロマポリシー」（大学院） 「カリキュラムポリシー」（大学院）
5 学生の受け入れ	「アドミッションポリシー」（学部） 「アドミッションポリシー」（大学院）
6 学生支援	「聖心女子大学の学生支援方針」
7 教育研究等環境	「聖心女子大学の教育研究等環境の整備に関する方針」 「聖心女子大学研究倫理指針」
8 社会連携・社会貢献	「聖心女子大学の社会連携・社会貢献に関する方針」
9 管理運営・財務	「聖心女子大学の管理運営方針」
10 内部質保証	「聖心女子大学の内部質保証に関する方針」

※学科別、専攻別の「三つの方針」は省略した。

以上

## 第1章 理念・目的

### 聖心女子大学の教育理念

聖心女子大学は、マグダレナ・ソフィア・バラが1801年にフランスで創立した聖心女子学院の教育理念に基づいて、設立された大学である。

その教育理念は、一人一人の人間をかけがえのない存在として愛するキリストの聖心（みこころ）に学び、自ら求めた学業を修め、その成果をもって社会との関わりを深めることにある。この精神（「聖心スピリット」）は、世界各地の聖心姉妹校に共通するものである。

本学は、この建学の精神に基づき、

- 高度な学術的・専門的知識の探究を通じ、新たな知の世界を切り拓く創造力と批判力を養い、それにより高められる豊かな教養を備えた人間を育成する。
- 個としての自己を確立し、かつ地球を共有する人類の一員として世界を視（み）、人々と交わり、そしてこれらの重要な関心事に自ら関わることのできる広い視野、感受性、柔軟性および実践的な行動力を持つ人間を育成する。
- 社会の急激な変動に対応できる思考力と判断力を持ち、現代のみならず、未来に向けても自らの考えを自らの言葉で発信できる人間を育成する。

この目標を実現するために、大学・教職員・学生・卒業生は、一体となって聖心の教育コミュニティーを形成する。大学および教職員は常に研究・教育水準の向上に努め、学生および卒業生は、その育まれた資質や成果を、在学時に培われた「聖心スピリット」とともに広く社会に還元できるよう、それぞれにおいてその責任と積極性が求められるものである。

### 第3章 教育・教員組織

#### 聖心女子大学の求める教員像

聖心女子大学が建学の精神を体現する優れた卒業生を社会に送り出し、以て本学設置の目的を達成し、社会的使命を果たしていく上で、教員の担う役割は極めて大きい。ここに、本学の求める教員像を明確化して大学構成員で共有することとおして、将来にわたり本学教員の在るべき姿を追求していくための礎としたい。

1. 本学の教員は、「一人一人の人間をかけがえのない存在として愛するキリストの聖心(みこころ)に学び、自ら求めた学業を修め、その成果をもって社会との関わりを深める」という「聖心女子大学の理念」を実現し、本学の存在意義をいっそう高めることを使命とする。
2. 本学の教員は、時代を超えて変わらぬもの、時代の先端を切り拓くものを共に見据え、聖心女子大学、大学院および所属学科・専攻の「三つの方針」(ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー)の実現に積極的に努める。
3. 本学の教員は、教育能力に優れ見識ある教育者として、自立した人格の形成に向け学生一人一人と信頼関係を築き、その尊厳を認め、愛情をもって教育に尽くし、また高度で精深な学識を備える研究者として、本学の定める「研究倫理指針」に則り、真摯に自己の研究に取り組む。
4. 本学の教員は、他の教職員と相互の尊重の上に立ち、協働して学科及び大学各部署の企画・運営等の職責を果たし、進んで大学と聖心コミュニティーの発展に貢献する。
5. 本学の教員は、自らを省察し、常に向上を目指してFD(ファカルティー・ディベロップメント)の研修はもとより、あらゆる機会に、自ら資質・能力の研鑽に努める。
6. 本学の教員は、大学人として、また教養ある人間性豊かな市民として、すべての人間がかけがえのない存在として尊重され、共に生きる平和な社会の発展に寄与するよう努める。

### 第3章 教員・教員組織

#### 聖心女子大学の教員組織の編制方針

1. 「聖心女子大学の理念」を実現するために設置されている各教育研究組織の目標、規模、特性等に応じ、大学設置基準、大学院設置基準、教職課程認定審査基準等、国の定める基準を遵守して、それぞれに必要な十分な数の教員を配置する。
2. 大学・大学院の「三つの方針」、および学科・専攻の目標、「三つの方針」、卒業生像・修了生像に照らし合わせ、これらが効果的に達成できるように教員を配置する。
3. 専任教員は学科に所属し、協力して学科運営に当たるとともに、学科を越えた共通カリキュラムの運営を担う。また、大学の委員会、組織等の職務も教員間で連携、分担する。
4. 学科・専攻のカリキュラム上、軸となる主要な科目は専任教員が担当することを原則とする。なお、大学院専任教員は置かないものとする。
5. 教員の採用、昇任については、学校教育法、大学設置基準および大学院設置基準に準拠して本学が定めた資格、業績、手続き等に関する規定に基づいて行い、適切性・透明性を確保する。ただし、募集に関しては担当責任学科が最適な方法を判断して行う。
6. 専任教員の採用にあたっては、「聖心女子大学の求める教員像」に合致し、人格、学識において優れた最適の人物が採用できるよう最善を尽くす。また、年齢層のバランスや男女の専任教員数の比率にも配慮する。
7. 専任教員の職位は教授、准教授、専任講師とし、必要に応じて客員教員、特任教員を置く。
8. 教員の資質・能力を向上させ、教員組織を有効に機能させるため、大学は適宜FD（ファカルティー・ディベロップメント）の機会を設ける。

## 第4章 教育内容・方法・成果

### 【学部】

#### 〈ディプロマ・ポリシー〉－このような卒業生を社会に送り出します－

聖心女子大学は、「一人一人の人間をかけがえのない存在として愛するキリストの聖心(みこころ)に学び、自ら求めた学業を修め、その成果をもって社会との関わりを深める」という建学の精神に基づき、次のような力を身につけた卒業生を社会に送り出します。

- 1 「幅広い教養」と「高度な専門性」
- 2 「柔軟な思考力」と「的確な判断力」
- 3 「自分の意見を発信する力」と「国際社会に貢献する力」

#### 〈カリキュラム・ポリシー〉－このような方針でカリキュラムを編成しています－

聖心女子大学は、その理念に基づいて、幅広く深い教養を身につけるためのリベラルアーツ教育を重んじながら専門教育を施し、ディプロマ・ポリシーに掲げる人材を育成するために、以下のような方針でカリキュラムを編成しています。

全体のカリキュラム体系は、以下の4つの分野から構成されています。

- (1) 全学必修分野：キリスト教学、第一外国語、第二外国語、体育運動学
- (2) 専攻分野：所属学科・専攻の専門的な授業科目
- (3) 関連分野：総合現代教養科目、基礎課程科目、所属外の学科・専攻の専門的な授業科目
- (4) 卒業論文

また聖心女子大学では、1年次には全員が基礎課程に所属し、2年次以後の専攻課程で各学科・専攻に所属する教育課程をとっています。

1・2年次には本学のリベラルアーツ教育の基幹として、全学必修分野が用意されています。キリスト教学では、本学の教育の基盤であるキリスト教の価値観を、多面的、多角的な視点から学び、世界と人間に対する深い洞察力と心の豊かさを身につけます(キリスト教学Ⅰは1・2年次、Ⅱは3・4年次に履修)。第一外国語(英語)・第二外国語(フランス語・ドイツ語・スペイン語・中国語・コリア語から選択)では、上質かつ多彩な外国語の授業を通して地球化時代に求められる語学力を身につけるとともに、言語を通じて異文化に対する理解を深め、国際的な視野や関心を広げます。体育運動学では、健康の科学や運動文化への理解を深め、適切な運動習慣を身につけ、生涯にわたる健康保持のための基盤をつくります。

基礎課程では、基礎課程演習や、一部の学科・専攻の入門科目からなる基礎課程科目を履修することによって、大学での主体的な学習の姿勢を身につけるとともに、基礎課程演



## 第4章 教育内容・方法・成果

習の担当教員であるアカデミック・アドバイザーの助言を得ながら、2年次以降所属する学科・専攻を選びます。

2年次以後の専攻課程では、各学科・専攻が開設する専攻分野の授業科目を履修し、演習、講義、実習等を通して専門性を深めます。とくにカリキュラムの中心に据えられる演習は少人数のゼミ形式で行われ、学生が中心になって行う研究や発表を通して、専門領域についての知識や理解を深めるとともに、十分な発信力や説得力を身につけます。4年次には学科・専攻で深めた学問の集大成として、全員が卒業論文を作成します。

このように専門性を深める一方で、学科・専攻の決まった2年次以降も、所属する学科・専攻以外の授業科目を関連分野の科目として履修したり、総合現代教養科目を履修したりすることで、専攻分野だけに限定されなることなく、現代人として世界を理解し、積極的に社会に関わるための視野を広げます。とくに特定の学科・専攻の授業科目を体系的に関連分野として履修した学生や、自ら課題を設定して関連分野の科目を履修し、その課題に答えた学生は、3年次終了時、または卒業時に副専攻の修了認定をうけることができます。

## 第4章 教育内容・方法・成果

### 【大学院】

#### 1. 大学院学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

##### （1）修士課程・博士前期課程

聖心女子大学大学院は、「一人一人の人間をかけがえのない存在として愛するキリストの聖心（みこころ）に学び、自ら求めた学業を修め、その成果をもって社会との関わりを深める」という建学の精神に基づき、女性に高度な学術研究への道を開き、次のような力を身につけた修了生を社会に送り出します。

- 1 専攻する学問分野に関する、広い視野に立つ精深な学識と研究倫理
- 2 専攻分野に関する研究能力または高度に専門的な職業等に必要な能力
- 3 高度で柔軟な思考力、総合的で的確な判断力
- 4 独自性のある意見を持ち、それを発信する力
- 5 グローバル化が進む中、専門性に基づいて地域および国際社会に貢献することのできる力

さらに、専攻ごとに具体的な「修了生像」を定めています。

2年以上在学し、所定の方法により30単位以上を修得し、かつ研究指導を受けて修士論文を提出し、その審査および最終試験に合格した場合は、修士の学位を授けます。

##### （2）博士後期課程

博士後期課程では、上記に加えて、次のような力を身につけた修了生を社会に送り出します。

- 1 専攻する学問分野に関する精深で豊かな学識と研究倫理
- 2 独創性ある研究者として自立して研究を行い得る研究能力または高度に専門的な業務を遂行し得る能力

3年以上在学し、所定の方法により10単位以上を修得し、かつ研究指導を受けて博士論文を提出し、その審査および最終試験に合格した場合は、博士の学位を授けます。

#### 2. 大学院教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

##### （1）修士課程・博士前期課程

聖心女子大学大学院は、学位授与方針に基づき、次のような方針で教育課程を編成し実施します。

- 1 「聖心女子大学の理念」および「聖心女子大学大学院学則」に基づき、体系的、順次性を考慮し、標準修業年限以内に確実に効果的に目的、目標を達成できるよう教

## 第4章 教育内容・方法・成果

育課程を編成します。

- 2 学問分野の研究蓄積を十分に踏まえたうえで、体系的で幅広い学識を培うコースワークと、研究活動の遂行をとおして研究能力を育成するリサーチワークとの順次性とバランスに配慮して教育課程を編成します。
- 3 2年次には、専攻で深めた研究活動の集大成として、全員が修士論文を提出します。専攻にふさわしいテーマを自ら設定し、先行研究を適切に踏まえて論文を作成します。特に、修士論文作成に向けた研究指導、論文作成指導の機会は十分に保証されます。
- 4 授業形態については、講義、演習、実習等の適切性とバランスに配慮して、十分な数の科目を開設し、全体として効果が上がるように教育課程を編成します。授業と研究活動をとおして「聖心女子大学の理念」および研究倫理への理解を深め、思考力、判断力を伸ばし、自発性、創造性を発揮することができるよう、特に配慮します。
- 5 幅広い学識と多角的な視点を身につけるため、他専攻の科目の履修を一定の範囲内で認め、他大学院との単位互換、委託聴講制度を活用することもできます。国際的な視野を養い、研究活動の活性化を図るために、外国の大学院への留学による履修を一定の範囲内で認めます。
- 6 各専攻の設置目的と特性とを生かし、専攻ごとにその「修了生像」の実現に向けて最新の研究状況を反映させて教育課程を編成します。

### (2) 博士後期課程

博士後期課程では、上記に加えて、次のような方針で教育課程を編成し実施します。

- 1 博士論文の作成を博士後期課程の研究活動の中心として重視し、専攻にふさわしく価値の高いテーマを自ら設定し、学界の研究水準を十分に踏まえつつ独創性のある論文を作成します。特に、論文作成に向けた研究指導、論文作成指導の機会を十分に保証します。
- 2 授業と研究活動をとおして「聖心女子大学の理念」および研究倫理への理解を深め、自発的精神と応用力を養い、研究者としての独創性を発揮し、自立して研究活動を行い得る研究能力を身につけることができるよう、特に配慮します。

## 第5章 学生の受け入れ

### 【学部】

〈アドミッション・ポリシー〉－このような人に入学してほしいと願っています－

聖心女子大学では、大学の理念に共感し、国際化した社会のなかで自立した女性として実践的に活動することをめざし、そのための幅広い教養と高い専門性、柔軟な思考力と的確な判断力を身につけようと希望する皆さんに入学していただきたいと願っています。

そのため、高等学校では国語、外国語、地理歴史、公民はもとより、あらゆる授業科目の履修を通じて、また授業以外でも課外活動、読書などを通じて、積極的に興味・関心の幅を広げてください。そうした主体的な学習姿勢こそが、本学入学後の学修に大いに役立ちます。

また、聖心女子大学では、自らの興味・関心に基づいて調べたことや、それらについての意見を正確に発信し、議論する力も重要だと考えています。そのため高校時代には、興味・関心のある事柄について自ら調べることを体験し、また論理的に考え、書き、話す力、すなわち論理的思考力とコミュニケーション能力を養っておくことが望まれます。

このような学習姿勢や能力を身につけたみなさんに入学していただくため、聖心女子大学では、次の3つの方針を掲げています。

- 1 皆さんに聖心女子大学をより良く知っていただく機会を広く設けます。そのためにオープンキャンパスや大学ウェブサイトなどによって、在学生や教員のようなさまざまな形でご紹介していきます。
- 2 一人ひとりの受験生に丁寧に向き合います。そのために3教科入試をはじめ、さまざまな入試方法を用意し、どの入試でも文章を書いてもらい、またAO入試などではじっくりと面接を行うことなどによって、皆さんの「発信力」に耳を傾けます。
- 3 聖心で学びたい、という気持ちを大切にします。そのために学科・専攻を入学時に決めるのではなく、入学後の日々の勉学を通して、自分にふさわしい方向性を見出し、2年次に学科・専攻を決める、そのような制度を採用しています。

## 第5章 学生の受け入れ

### 【大学院】

#### 3. 大学院学生受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

##### （1）修士課程・博士前期課程

聖心女子大学大学院は、「聖心女子大学の理念」に共感し、高度な学術研究への道を志す皆さんに入学していただきたいと願っています。

そのため、入学者の受入れにあたっては、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に基づき、次のような点を特に大切にします。

- 1 探究心旺盛で社会の動きや人間の生き方に対して関心が深く、幅広く深い教養と柔軟な思考力、的確な判断力を持ち、豊かな人間性と高い倫理性を備えていること
- 2 専門分野に関して学士課程修了程度以上の十分な知識と能力を備え、研究の課題意識が、明確であり、計画性を持って有意義な研究を進めることが期待できること
- 3 修士課程・博士前期課程修了後は、大学院において培われた人格をもとに、研究能力と精深な学識、高度に専門的な職業に要する能力などをもって、社会に貢献することを目指していること

##### （2）博士後期課程

博士後期課程の入学者の受入れにあたっては、上記に加え、次のような点を特に大切にします。

- 1 探究心旺盛で洞察性に優れ、高度で柔軟な思考力を持ち、幅広く深い教養、信頼できる人格、高い倫理性を備えていること
- 2 専門分野に関して修士課程・博士前期課程修了程度以上の十分な学識と研究能力を備え、独自性のある明確な研究課題を持ち、研究計画に従って高度な研究能力を発揮し、独創的な研究を進めることが期待できること
- 3 博士後期課程修了後は、大学院において培われた人格をもとに、自立して研究活動を行い得る研究能力と精深な学識、高度に専門的な業務を遂行し得る能力などをもって、社会に貢献することを目指していること

## 第6章 学生支援

### 聖心女子大学の学生支援方針

本学の教育理念である「一人一人の人間をかけがえのない存在として愛するキリストの聖心（みこころ）」に基づき、少人数制の大学が持ちうるアットホームな環境という利点を最大限に生かし、一人一人の学生の個性と状況に応じたきめ細かな学生支援を行うことを基本とする。

学生が安心して学修に専念し、充実した学生生活を送ることができるように手厚い支援体制を構築し、学生の自主性を尊重しながら、学生が自立した判断力と自分の意見を発信する力を身につけ、他者と協力して社会に貢献し、自らの生き方を確立していくことができるように支援を進める。

#### ○修学支援の方針

1. 学生が主体的に自らの学修計画を立案し実行できるように支援体制を整備する。
2. 障がいを持つ学生への支援体制を整備する。
3. 経済的支援を必要とする学生が安心して学修に専念できるように支援体制を整備する。
4. 留年、休学、退学に結びつきやすい学生の単位不足や欠席の多さ等の兆候を早期に発見し、適切に対応しうる体制を整備する。
5. 留学制度・海外語学研修制度等を充実させ、学生が広く国際的視野を培えるように支援体制を整備する。
6. 個々の学生の学修状況を早期に把握し、外国人留学生等に適切な補習教育を提供する。

#### ○生活支援の方針

1. 学生が安心して学修に専念できるように学内の安全を確保するとともに、充実した学生生活を送ることができるように生活環境と学修環境を整備する。
2. 学生が心身の健康を維持・増進できるように、一人一人に対応する指導相談機能を充実させ、個人としての自立を支援する。
3. さまざまなボランティア活動やクラブ活動・委員会活動を通して、人間性と社会性を培う機会と場所を積極的に提供する。
4. 学内におけるハラスメント防止と人権問題に対する意識を高めるための支援体制を整備する。
5. 学寮生と留学生の生活と教育の場である学寮の生活環境・学修環境を整備する。

## 第6章 学生支援

### ○キャリア支援の方針

1. 女性が自らの生き方を見出し、自らの人生を切り開いていける力を身につけることができるように支援体制を整備する。
2. 常にキャリアセンターの機能向上を図り、一人一人のニーズと状況に合わせた個別のキャリア相談を充実させる。
3. 1年次生から大学院学生まで、各学年において多様なキャリアガイダンス・キャリア講座等を設けて、一人一人が適切な進路を選択できるように支援体制を整備する。
4. 女性が積極的に社会に参加し有意義な社会貢献ができるよう、国内外のさまざまな社会貢献・国際貢献の機会と場所を提供し、経験に根ざした豊かな人間性と共生の精神を培う支援を行う。

## 第7章 教育研究等環境

### 聖心女子大学の教育研究等環境の整備に関する方針

本学は、本学の掲げる教育理念を将来にわたり実現していくための教育研究環境の整備に努めることを基本とし、以下の方針を定める。

#### ○校舎、施設・設備

学生が安全に充実した学生生活を送り、学修に専念することができる学修環境及び高度な学術研究を推進するための教育研究環境の整備に努める。

1. キャンパス再構築を図るため、キャンパス整備検討会を設置し、キャンパス整備に関する中長期的な計画の策定により、老朽狭隘化した施設・設備の改築・改修を計画的に執り行なう。
2. キャンパス整備計画の策定に際しては、耐震、防災等の安全性およびバリアフリー等の利便性に加え、CO2削減等の地球環境に配慮する。
3. 大学の文化資源であるキャンパスの歴史的建造物の保存及び効果的な活用の体制を整備し、維持管理運営に努める。
4. 校舎の立地、周辺環境に配慮し、自然環境の効果的な保全に留意するとともに、学生が愛着を持って時を過ごせるキャンパスづくりに努める。

#### ○情報環境

情報通信技術を活用し、授業および教育研究支援の充実を図るために必要な情報環境を、利便性、安全性および信頼性に配慮しつつ整備し、効率的かつ経済的な運用を実現する。

1. 効果的な教育研究を実現するために、教員・学生の学習・研究活動を支援するシステムを検証し、本学に適した情報システムの構築を行なう。情報機器等の設置・更新による情報システムの構築・情報環境の整備に向けて、全学の情報機器導入等が全学的な見地から計画的に企画調整されるよう組織体制を整備する。
2. 情報環境を取り巻くリスクを回避し、システムの安全性を担保できる情報基盤と技術の進展に即した学内ネットワークの整備を推進する。
3. 情報セキュリティの強化のための体制を整備するとともに、情報環境を利用するすべての構成員への情報倫理の周知・徹底に努める。

#### ○図書館

学生の学習、教員・研究者の教育研究活動全般を支援し、学術情報の体系的な収集、蓄積、提供により、学術情報基盤としての機能の充実を図るとともに、本学の知的生産物である研究成果を積極的に発信し、社会に還元することを図書館の基本方針とする。

1. 本学の学部・学科構成、研究分野を踏まえた資料を体系的に収集・保存し、多様な教育研究活動を支援する。
2. 学生一人ひとりの主体的な学びを支援するための情報リテラシー教育を展開するとともに、自習やグループ学習のための施設・設備等の充実を図る。
3. 多様な学術情報に効果的にアクセスできるナビゲーション機能を構築するとともに、他機



## 第7章 教育研究等環境

関・地域等との連携を進め、学内外における学術情報の相互利用を促進する。

4. 学術情報の流通と、公開の迅速性を確保するために創設された「聖心女子大学学術リポジトリ」を適切に運用し、国内外に本学の教育研究成果を発信するとともに知的生産物の長期保存を実現する。

### ○研究環境

研究者の教育研究の質向上と研究活動の活性化を図るため、教員の研究専念時間、研究費、個人研究室、サバティカル制度、その他必要な教育研究支援体制の確保に努めるとともに、学術研究に対する社会の要請と信頼に応えて、それぞれの研究者が高い研究倫理を保持しつつ、十分に能力を発揮し成長することができるよう、研究環境の充実を図る。

1. 教育研究活動の充実と活性化を図るためティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究に対する人的支援体制を充実整備する。また、これらTA・RA等の運営には、若手研究者の育成に資するよう配慮する。
2. 研究者に対して、科学研究費補助金等競争的資金獲得のための支援及び科学研究費補助金等受給者の支援事務を引き続ききめ細かく行う。
3. 付置研究機関や教員の研究内容とその成果を、ホームページやガイドブックを通して公開するとともに、本学発行の学術誌を学術リポジトリに公開することで、研究者の情報や研究成果の国内外への発信を強化する。
4. 人権と福祉を尊重し、公正な研究を推進するため「研究倫理指針」を定め、研究倫理委員会を効果的に機能させるとともに、研究倫理に関する全学的な意識の浸透を図る。

### ○内部質保証

以上のことについて、関係委員会及び関係部署・組織が経営会議と連絡を取りながら、PDCAサイクルを機能させ、年度ごとに運営や活動の妥当性、適切性を検証して諸活動の改革・改善に努める。

## 第7章 教育研究等環境

### 聖心女子大学研究倫理指針

聖心女子大学における学術的な研究活動は、「聖心女子大学の理念」に基づいて行われ、新たな知の創造と価値の提起をつうじて人類文化の発展と福祉の向上に寄与することを目的としている。聖心女子大学は学術研究が真理を探究する先人の努力と成果の上に新たな発見、考察を重ねて継承され、今後の世界においてますます重要な役割を担うことを自覚し、その在るべき姿を問い続けるとともに、学術研究に携わる者に高い倫理を求める。聖心女子大学は研究活動が「学術の中心」としての大学の重要な使命であることに鑑み、大学として研究活動の活性化を支援するため、教育研究環境の整備に努めなければならない。

本学の研究者は、研究活動のもつ意義と公共性を自覚し、高い倫理に裏づけられた公正で活発な研究を遂行し、国内外との研究交流に努めなければならない。また、研究者は相互に人格を尊重し、各人の学問的関心と良心に基づいて行われる自主的な研究活動を尊重し、研究に関わるすべての人々の人間としての尊厳に深く配慮することが求められる。

ここに、聖心女子大学における学術研究の信頼性と公正性を確保し、健全な研究活動が展開されることを目的として、研究活動の倫理に関し大学構成員が遵守すべき基本的な方針を明らかにするために「聖心女子大学研究倫理指針」（以下、「指針」と呼ぶ）を定める。

#### 1.（「指針」の適用対象）

この「指針」は、聖心女子大学のすべての構成員を対象とする。この「指針」のなかで、「研究者」とは、研究活動に従事する教職員を指すばかりでなく、研究活動を行う際には、学部、大学院の学生も指導教員の責任の下、研究者に準ずる者として取り扱う。

#### 2.（大学の責務）

大学は研究活動を支援するために、必要な教育研究環境を整備しなければならない。この一環として、研究倫理に関わる学内の体制を整備し、必要な規程を定め、組織を設置するものとする。研究活動の不正行為が認められた場合は、速やかに調査を行い、説明責任を果たさなければならない。また、研究倫理の意義の周知徹底のために研修を実施する等、啓発活動に努めるものとする。

#### 3.（研究倫理委員会、研究倫理審査会の設置）

前項の規定に基づき、研究倫理の維持、向上のため大学に研究倫理委員会を置き、各学科に研究倫理審査会を置く。その役割については別に定める。

#### 4.（研究者の責務）

本学において研究活動を行う研究者は、活発な研究活動と交流に努め、積極的に研究成果の社会的還元を進めなければならない。この全過程において、以下の各項に定める事柄を遵守するとともに、人権の尊重と福祉に十分配慮し、常に高い研究倫理を保持しなければならない。

#### 5.（公正な研究の確保）

研究者の行う研究は先行研究の精査の上に立ち、常に公正かつ誠実でなければならない。研究活動にあたって、「捏造」（存在しないデータ、研究結果等の作成）、「改竄」（データ、研究結果等の加工、変造）、「盗用」（他者の研究アイデア、データや研究成果、著作物等の適切な表示なき流用）などの不正行為を決して行ってはならない。また、資料、データなどの入手にあたって不正があってはならない。

## 第7章 教育研究等環境

### 6. (法令、規則の遵守)

研究者が研究活動を行うにあたっては、関連する国と地域の関係法令、規則、ガイドライン等を遵守しなければならない。研究者が所属する学会等の規則がある場合にはその定めにも従うものとする。著作権・著作権、契約事項等を遵守し、他者の知的財産を守らなければならない。

### 7. (研究資金の適正な執行)

研究者が公的な補助金その他の研究費により研究活動を行う場合には、定められた資金使用規則に従い、研究費を適正に執行しなければならない。資金は適正に管理し、使途についての説明責任を果たすものとする。

### 8. (人命、安全の最優先)

研究者が研究活動を行う際には、研究による周囲の人間、生物、自然環境などへの直接的・間接的な影響に十分配慮しなければならない。特に、研究活動にともなう危険性の排除に努め、人命の尊重と安全の確保を最優先に考えるものとする。

### 9. (研究対象者、研究協力者への配慮)

研究者が実験、観察、調査などを行う対象者である個人、団体などに対しては事前に研究の趣旨について説明し、協力の了承を得なければならない。研究の過程と成果の公表に際して研究対象者の個人情報、プライバシー、および尊厳性の保持等に十分配慮し、差別、ハラスメント等の言動があってはならない。協働して研究にあたる協力者についても同様の配慮を行うとともに、研究成果に関する権利を相互に尊重しなければならない。

### 10. (「人を対象とする研究」の実施)

研究者が個人または集団を対象に実施する実験、観察、調査等の研究活動については、別に定める「聖心女子大学における『人を対象とする研究』ガイドライン」に則って行わなくてはならない。「人を対象とする研究」の定義は、同ガイドラインが規定する。

### 11. (利益相反の報告義務)

研究者は研究活動に関連して利益相反の状況が発生する場合には、別に定める方法により事前に報告し、本学の承認を受けなければならない。

附則 この研究倫理指針は、平成26年10月7日から施行する。

## 第8章 社会連携・社会貢献

### 聖心女子大学の社会連携・社会貢献に関する方針

聖心女子大学は、「一人一人の人間をかけがえのない存在として愛するキリストの聖心（みこころ）に学び、自ら求めた学業を修め、その成果をもって社会との関わりを深めること」を教育理念とし、これを具現化することを大学の使命とする。

この目標を実現するために、大学・教職員・学生・卒業生は、一体となって聖心の教育コミュニティーを形成する。大学及び教職員は常に研究・教育水準を向上させるよう努め、学生及び卒業生は、そこで育まれた資質や成果を広く社会に還元するよう努める。

こうした理念の具現化を図るため、社会連携・社会貢献に関する基本方針を以下の通り定める。

1. カトリック精神を理解し、自ら世界の一員としての連帯感と使命感をもって、社会との関わりの中かで行動を起こすことができる女子学生の育成を推進する。
2. 多様な個人や文化の違いを互いに尊重し共生する社会の実現を目指して、学生及び教職員が地域交流・国際交流事業に積極的かつ主体的に参加することを推進する。
3. 活動の実施にあたっては、安全性と倫理性を確保し、活動のもつ教育的な意義を深めることに十分配慮する。
4. 大学及び大学付属機関は、その教育研究等の成果を積極的に社会に還元し、学外に開かれた文化活動等を推進する。
5. 学外の教育研究機関及び企業・団体、地方公共団体等との連携・交流を推進し、教育研究活動等の成果を社会の要請に結び付けて、地域社会や国際社会の発展と課題解決に貢献する。
6. 以上の連携・交流活動を推進し、点検・評価するために持続可能な体制を確保する。

## 第9章 管理運営・財務

### 聖心女子大学の管理運営方針

#### 1. 教育研究分野

##### (1) 学長を中心としたマネジメント

- ①大学を巡る社会の変化にも適切に対応し、建学の精神を現代の状況の中で具現化しうるよう、学長のリーダーシップのもとで情報の収集と分析を進め、的確で迅速な対応処理と課題解決策の提示を行い、将来を見通した政策・計画の策定に努める。
- ②これを実現するための学長補佐体制として副学長、図書館長、事務局長による経営会議が設置されており、機動的な運営を確保するとともに、各種の制度、事業計画から、マネジメント体制自体までのすべてにわたり、不断の自己点検・評価を行い、PDCAサイクルを十分活用して、円滑かつ効率的、効果的に管理運営体制を機能させる。
- ③この学長のリーダーシップの前提として、学長は、教授会構成員の総意を反映して公正に選出され、理事会によって承認されるとともに、学長のリーダーシップを補佐する副学長等が適切に任命される体制を確保する。

##### (2) 教育研究に関する合意形成、新たな課題への取組方策

- ①学生一人ひとりの個性や才能、生活環境等にも留意し、優れた人材を社会に輩出できるよう各学科・専攻の自主性、自律性を尊重しつつ、学科・専攻間の協調、連携による共通カリキュラム領域における教育研究活動にも積極的に取り組む。
- ②これを実現するため、規程に基づき、機能と性格に応じて各種委員会が設置されており、教職員の合理的な合意形成が図られるとともに企画立案上の責任分担が明確となる審議プロセスを重視する。また、大学の管理運営に教員の積極的な参加を求め、副学長、図書館長、研究所長、相談所長、副学長補佐、センター長等の役職の担当を依頼し、職制上の職員のラインと協働させる体制を確保する。
- ③大学を運営するうえで、教育研究に関する重要事項に関しては、教授会及び大学院委員会が審議する。運営上の新たな取り組みのうち重要項目に関しては、経営会議及び将来構想・評価委員会（学部・大学院）が審議を担当している。この明確な意思決定プロセスを継続確保する。

#### 2. 事務分野

##### (1) 事務組織及びその改革・改善

- ①事務組織は、大学の理念を実現するために教育研究活動及び学生生活

## 第9章 管理運営・財務

全般を支援し、大学の事務的な運営全般を担当する。事務運営全般においては、学長のリーダーシップを補佐する体制として事務局に事務局局長を置き、円滑な事務運営遂行を確保する。事務局組織としては、「部課長等連絡会」において各部署間の業務調整等を図るものとし、事務処理体制に関する管理運営上の検証組織としても、その機能向上に努める。

- ②事務組織の編成は、部局間でスムーズな連携が取れるよう十分に配慮する。事務職員の育成・確保については、職員参画のもとに策定され、学内ネット掲載等により周知されている「事務職員に係る人事基本方針」に基づき、適切な人事異動、人事評価及び各種研修機会の付与等を行い、事務職員の自覚を促し、その能力開発に努める。また、能力開発はモチベーションやモラルといった問題と深く結びついていることから、高いモチベーションやモラルが保たれる職場環境の改善を心掛ける。特に職場内での活発なコミュニケーションを重視する。職員の採用については、原則として公募により広く適切な人材を求め、確保していくことを継続する。
- ③事務組織については、時間外勤務の縮減、仕事と家庭の両立など、ワークライフバランスに配慮した組織、業務、人事制度の整備に努める。そのために、常に業務内容を見直し、事務効率化の一層の推進を図るとともに、業務内容や教員配置に照らして、事務組織としての適正な職員の効率的配置を心掛ける。
- ④大学を巡る社会の変化に対応し、新たな事態に的確に対処していくため、不断に規程の整備・見直しを行い、必要な規程等を迅速に整備して適切な事務運営体制を確保することを心掛ける。

### 3. 法人本部及び姉妹校との協調・連携

#### (1) 学校法人との関係

本学は、学校法人聖心女子学院が設置する7姉妹校の一つであり、大学独自の理事会は持たない。しかし、一つの理事会の中で姉妹校同士の意思の疎通、協調・連携が図られるとともに、大学には予算、人事その他の管理運営において、幅広い自立性が付与されている。また、大学の事務組織は、法人本部、姉妹校のそれとは別立てとしている。以上の特性を踏まえて、大学の経営方針、事業計画、幹部教職員の登用等については、理事会をはじめ、法人組織と緊密な連携を図りつつ、協調して執り進めるように努める。

#### (2) 姉妹校との連携・協力

姉妹校間においては、学校法人に月例の「学長・校長会」が設置されており、相互の情報共有、意見交換等が行われていることに加え、大

## 第9章 管理運営・財務

学に設置した「姉妹校との連携を考える会」を中心に、実務レベルでの多様な協力関係構築に努める。

### 4. 財務

#### (1) 財務基本計画

財務に関する管理運営は、長期的な視点のもとに、「財務基本計画草案」を策定し、それに基づき実施している。本草案は、補助金等外部資金、寄付金、資金運用等の重点施策による収入の拡充・安定、目標数値を設定して支出項目にメリハリをつけることによる支出の抑制、並びに将来の老朽建物の建て替え等のキャンパス整備に備えた計画的な積立等、将来に亘り経営を安定化させるための財務活動の基本的な方向性を示したものである。この草案については、キャンパス整備計画の進展も見据えて、これらの経営課題を支え得る健全で強固な財務基盤の構築に向けて適時適切に見直していく。また、毎年の財務管理運営においては、3年程度を見通した中期的な収支予測と予算編成方針の策定を行い、健全な経営基盤の確保に努める。

#### (2) 予算執行と監査

- ①各年度の収支予測と予算編成方針の策定を慎重に行うとともに、現状、ヒアリング等を通じて措置している予算配分についても引き続きルール  
の明確化に努め、透明性を確保していく。各予算執行に際しては費用対  
効果を計りつつ、適正執行による健全な財務体質の確立に努める。
- ②監査は、学校法人の監事2名と、監査法人による外部監査を通じて適正  
に行われており、さらに科研費等の外部資金については、その前提とし  
て事務職員で構成する内部監査制度を設け、自主管理を行っている。こ  
の厳正適正な監査体制の維持継続に努める。

### 聖心女子大学の内部質保証に関する方針

#### 1. 基本姿勢

聖心女子大学は、教育研究の水準の向上を図り、本学の理念及び社会的使命を達成するために、大学の質を自律的に保証する体制を整え、大学の状況を社会に積極的に公表していく。

#### 2. 組織・体制

「聖心女子大学自己点検・評価規程」に基づき、全学レベルの組織として全学評価委員会を置き、部局レベルの組織として文学部、大学院、キリスト教文化研究所、心理教育相談所、図書館、学寮、事務組織、その他本学の学則に定める組織、を「評価単位」として設置する。将来構想・評価委員会は文学部の、大学院将来構想・評価委員会は大学院の内部質保証を継続的に担い、特に将来構想・評価委員会は大学全体の内部質保証の在り方を継続的に検討するものとする。

#### 3. 点検・評価の実施

大学の諸活動について年度ごとに点検・評価を実施し、その結果を広く社会に公表するとともに、学内にフィードバックする。点検・評価に際しては大学基準協会の「大学基準」と点検・評価項目を手掛かりとしつつ、大学固有の評価の視点や到達目標を設定して大学の特色、独自性を生かすことに努める。組織レベル、個人レベルを問わず、大学の諸活動において方針・目標を設定し、点検・評価結果を次の改革・改善に生かしていくという、恒常的な内部質保証の意識の浸透を図る。

#### 4. 検証の実施

「大学基準」ごとに点検・評価結果の妥当性を検証し、活動状況の適切性を検証する委員会を指定するとともに、全学評価委員会も大学全体の立場から検証を行う。改善課題の集約、検討は将来構想・評価委員会及び経営会議が行い、関連委員会、部局も改善の検討、実施を分担する。こうして内部質保証システムを適切に機能させる。

#### 5. 指摘事項への対応

認証評価機関、文部科学省等からの指摘事項に対しては学内で問題意識の共有を図り、迅速に対応して真摯に問題の解決に取り組む。

#### 6. 質向上への努力

教員が個人として教育、研究の質の向上に取り組むばかりでなく、FD協議会による組織的なFD研修を通じて教員の努力を支援する。また、ハラスメント防止委員会、研究倫理委員会等の活動を通じ、コンプライアンス意識やモラルの向上を図る。

#### 7. 情報の公開

社会に対する説明責任を果たすとともに、本学の教育研究の質を向上させる観点から、本学の教員による教育・研究成果等については分かり易く詳しい内容として常に最新の情報に更新し、その他大学の現況についても、大学ホームページ、大学ポータル等を活用して積極的に社会に発信する。

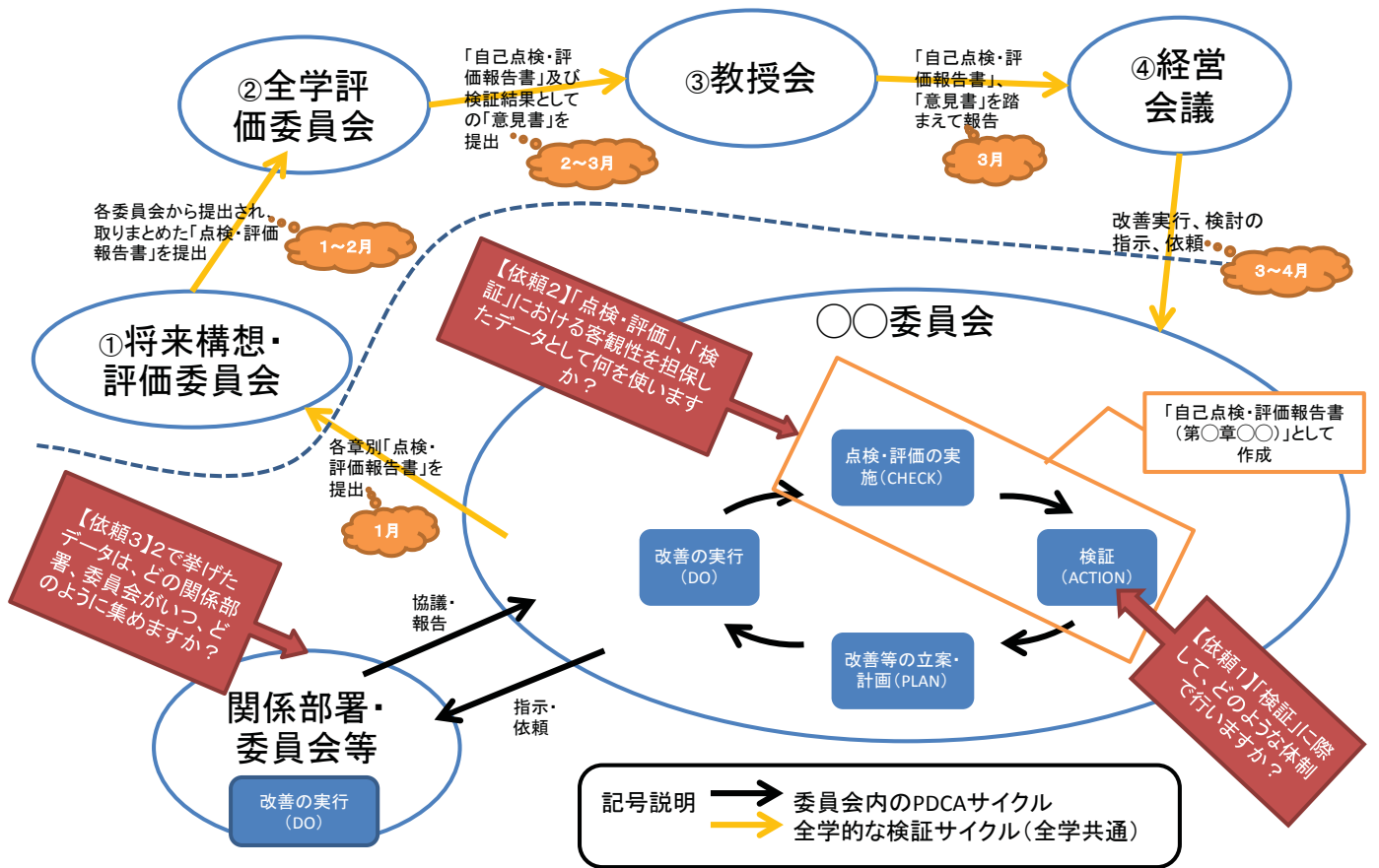


## 第10章 内部質保証

### 8. 内部質保証システムの向上

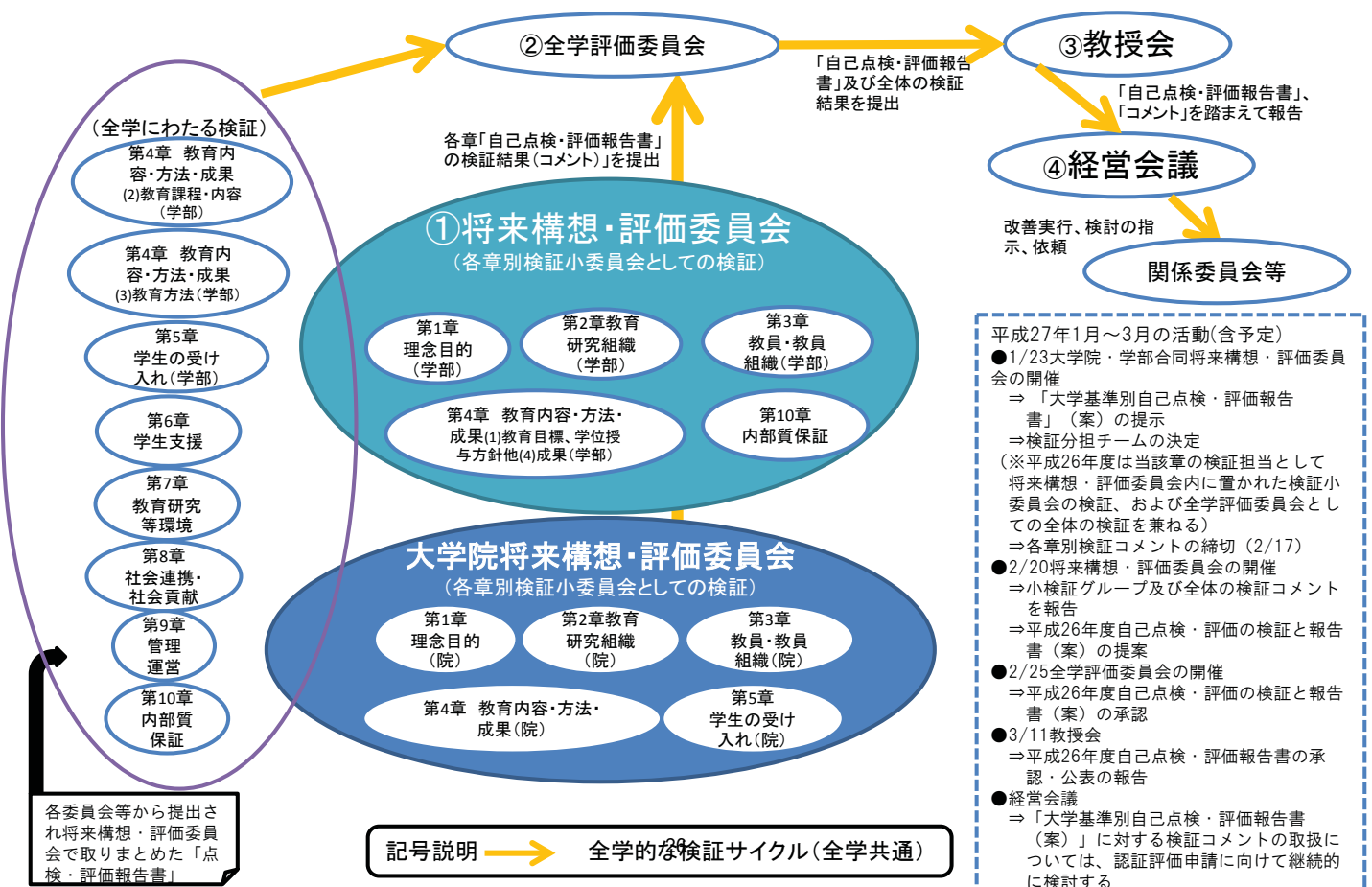
点検・評価、検証に当たっては客観的なデータ、資料に基づいて行い、根拠資料を系統的に収集することに努める。そのためにも大学としての **IR** 機能の充実を進める。そして、学外者からの意見聴取により内部質保証の取り組みの客観性を確保する方策を検討し、早期に実行に移す。全教職員の意思の反映した内部質保証システム作りを目指すうえで、部門・所管別に作成される情報等の共有化を進める。また、内部質保証システムの在り方自体についても不断の検証を行う。

自己点検評価における検証システムのイメージ図 (〇〇委員会:第〇章「〇〇〇〇」)



2014/2/20現在

平成26年度自己点検評価における検証システムのイメージ図 (将来構想・評価委員会)



				5-6月	7-8月	8-12月	5-9月 基準4は8月まで		検 証				12-2月	2-3月		
				基盤評価	到達目標の達成評価	大学基準別の点検・評価	学科・専攻別の点検・評価	学部	大学院	方針自体の検証	組 織	検証のための調査	調査例（案）	調査の実施時期	点検・評価全体の検証	全学評価委員会・教授会
大学基準	各点検・評価責任者	各種委員会所管の部課長	検証担当委員会													
1. 理念・目的	学長評価・大学院副学長	企画部課長	将来委 院 将来委	○	○	○	○	○	○	○				○	○	
2. 教育研究組織	学長評価・大学院副学長	企画部課長	将来委 院 将来委	—	○	○	—	—	—	○				○	○	
3. 教員・教員組織	学務副学長評価・大学院副学長	企画部課長	将来委 院 将来委	○	○	○	○	○	○	○		○ 学部	FD 研修会アンケート	(新規)	○	○
4-1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	学務副学長評価・大学院副学長	教務課長	将来委 院 将来委	○	○	○	○	○	○	○				○	○	
4-2. 教育課程・教育内容	学務副学長評価・大学院副学長	教務課長	教務委 院 将来委	○	○	○	○	○	—	○				○	○	
4-3. 教育方法	学務副学長評価・大学院副学長	教務課長	教務委 院 将来委	○	○	○	○	○	—	○院	○ 学部	○ 学部院	授業アンケート 大学院に関する調査	半期ごと 隔年	○	○
4-4. 成果	学務副学長評価・大学院副学長	教務課長	将来委 院 将来委	○	○	○	○	○	—	○院	○ 学部	○	ジェネラルテスト 学修ポートフォリオ 大学院修了生進路調査	毎年4、10月 (新規) 毎年6月	○	○
5. 学生の受け入れ	学務副学長評価・大学院副学長	入学広報課長	入試委 院 将来委	○	○	○	○	○	○	○院	○ 学部	○	教職員アンケート 新入学生アンケート	毎年3月 毎年4月	○	○
6. 学生支援	学生副学長	学生生活課長 交流連携課長 学寮部課長	学生委	○	○	○	—	—	○	○		○	学生要望 卒業生アンケート キャリアセンターアンケート	毎年4月 毎年3月 毎年3月	○	○
7. 教育研究等環境	学務副学長評価・大学院副学長 図書館長 事務局長	教務課長 企画部課長 図書館事務課長 総務課長 情報システム課長	教務委 研究倫理委 図書館委 経営会議	○	○	○	○	○	○		○ 関係委員会の検証を集約	○	清泉女子大図書館による外部評価	(新規)	○	○
8. 社会連携・社会貢献	学長	企画部課長	ミッション推進会議	—	○	○	○	○	○		○ 関係組織の検証を集約		ミッション推進会議新卒業生アンケート	(新規)	○	○
9. 管理運営・財務	学長事務局長	総務課長 企画部課長 経理部長	経営会議	○	○	○	—	—	○		○	○	パブリックコメント 公募WG 科研費監査 内部監査	臨時 (新規) (10-11月) 10-11月	○	○
10. 内部質保証	評価・大学院副学長	企画部課長	将来委	○	○	○	○	○	○	○	○	○	外部評価	(新規)	○	○

## 大学基準「点検・評価項目」ごとの記述に対する 全学評価委員会の検証意見書まとめ

この度、先に提出のあった「大学基準「点検・評価項目」ごとの記述」結果に対し、全学評価委員による検証を委嘱し、その報告が平成27年2月20日の将来構想・評価委員会席上で行われた。以下は、その際提出、報告のあった検証意見書のまとめである。

### [検証の概要]

#### 1. 検証の対象

経営会議委員が中心となって取りまとめ、平成27年1月16日までに提出のあった、「大学基準「点検・評価項目」ごとの記述」を対象とする。

#### 2. 検証担当者

全学評価委員（将来構想・評価委員、大学院将来構想・評価委員）  
分担は以下のとおりである。

担当箇所	委員名（○印はチーフ）
第1章～第3章	（学部）○濱口、大槻（大学院）桑名、柴田
第4章	（学部）○山口、三田（大学院）富原、石井
第5章～第7章	（学部）○川津、永野（大学院）中川、松浦
第8章～第10章	（学部）○加藤和、高橋（大学院）深沢、永田

#### 3. 検証の実施期間

平成27年1月23日より2月17日まで

#### 4. 検証の方法

「大学基準「点検・評価項目」ごとの記述」を精査してその妥当性を検証し、所定の書式に意見書としてまとめる。妥当性の検証に当たっては、適宜、「根拠資料」等を参照する。将来構想・評価委員会席上、意見書に基づいて討議する。

#### 5. 検証意見書の扱い

将来構想・評価委員会での討議に基づき、検証意見を全学評価委員会に報告し、審議の上、全学評価委員会の意見書としての可否を諮る。承認された意見書は教授会に報告される。教授会より報告を受けた経営会議では意見書の内容を検討して、適宜、改善の実行・検討を関係部署、委員会などに指示、依頼する。意見書の内容はさらに、次の点検・評価に際して生かされていく。

### [検証意見書のまとめ]

全般的に、記述内容の妥当性が認められたものとする。以下、意見書の主な指摘事項を列挙する。（< >は、将来構想・評価委員会での意見）

#### 1. 検証の在り方について

検証報告の作成に関しては、各項目執筆者と検証者との信頼関係が前提となる。過不足ない自己評価と、それに基づく改善を目指すことが検証作業の目的。双方で確認、共有する必要がある。

## 2. 点検・評価の全体について

- (1) 根拠資料には、学科専攻が独自に作成しているホームページなども入れるべきである。
- (2) 今後の書き方として、人数、冊数、件数等の精密な数値を準備すべきである。
- (3) 書式、表記に関して統一が必要である。  
フォント、年代表記、英数字、「大学ホームページ」の書き表し方、「ページ」の表記、改行後の冒頭一字下げ等々。＜「執筆要領」の作成が望ましい。＞  
その他、誤謬、誤記等の訂正多数。

## 3. 内容に関して

- (1) 第1章「理念・目的」 1. 現状の説明 (1)
  - ・大学の理念の説明に関して、  
「この精神（聖心スピリット）は」のうち、（ ）内を削除する。「世界各地の聖心姉妹校に共通するもの」と続くと、「聖心スピリット」という言い方も世界共通と取られる可能性がある。
- (2) 第3章「教員・教員組織」 1. 現状の説明 (1)
  - ・「聖心女子大学の教員像」の前文に関して、  
「大学構成員で共有することをおして」は「大学構成員で共有し」でよい。
- (3) 同上2. 点検・評価
  - ・充足状況の説明に関して、  
「年齢および男女構成を十分考慮している」とし、外国人より先に「女性教員を積極的に採用している」点を記載した方がよい。
- (4) 第4章「教育内容・方法・成果」 1. 「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」 1. 現状の説明 (4)
  - ・文学部の説明に関して、  
「現在、定期的な検証体制は整備されていない」は削除する。
- (5) 第4章1の3. 将来に向けた発展方策②改善すべき事項
  - ・文学研究科の説明に関して、  
「ルーブリック」は日本語として定着していない。適当な表現に改めるべき。＜認証評価関係では現在、多用されつつある＞
- (6) 第4章2. 「教育課程・教育内容」および3. 「教育方法」 1. 現状の説明
  - ・文学研究科の説明に関して、  
「家族・社会システム研究」は平成27年度より「社会システム研究」へと変更になる。今後の混乱を避けるため「社会システム研究」で統一すべきか。＜注意する＞
- (7) 第4章2. 「教育課程・教育内容」 1. 現状の説明
  - ・文学研究科の説明に関して、  
「順次性」「順次的」という表現が散見される。意味が不鮮明なので例えば、「...リサーチワークとを順を追って研究し...」といった表現に改めてはどうか。また、体系的、自発性、創造性といった「～性」という表現が多すぎる。
- (8) 第4章3. 「教育方法」 1. 現状の説明
  - ・アカデミック・アドバイザーの説明に関して、  
「進路決定に関するアドバイス」を「専攻課程への進路決定に関する助言」と限定した方がいいのではないか。

- (9) 同上
- ・専攻課程の説明に関して、  
「演習科目を中心としたカリキュラム」を「必修科目を中心としたカリキュラム」と改めた方がよいのではないか。
- (10) 第4章4. 「成果」2. 点検・評価
- ・副専攻の説明に関して、  
「リベラル・アーツ教育を可視化」を「リベラル・アーツ教育を具現化」と改めた方がよいのではないか。
- (11) 第4章4. 「成果」3. 将来に向けた発展方策②改善すべき事項
- ・文学研究科の説明に関して、  
「指導し、」の後に、「たとえば非常勤講師や期限付きの助教といった教育職を、本研究科の優秀な博士号取得者に確保するといった、具体的で実効性のある」を加えて、「進路支援をさらに強化する必要がある」につなげてはどうか。
- (12) 第5章「学生の受け入れ」1. 現状の説明(1)
- ・学生の受け入れ方針の説明に関して、  
アドミッションポリシーの表現は、「方針」と言えるか。大学から受験生へのサービスにかかわる表現も含まれ、ポリシーと言えるか疑問。＜高校生を主対象とする方針なので、許容範囲と考える。しかし、さらに見直したい＞
  - ・各学科の受け入れ方針も示すべきではないか。
  - ・方針を「定めている」については、いつ、どこで、といった根拠の説明が必要。
- (13) 同上1. 現状の説明(2)
- ・編入学の説明に関して、  
2年次編入にしていることの必然性を「受け入れ方針」との関連で説明することが必要。また、なぜ編入学生が少ないかという理由も解りやすくする。  
＜ここは注目される箇所。行き届いた説明を行う＞
- (14) 同上1. 現状の説明(3)
- ・在籍管理の説明に関して、  
「在籍管理については学生部」とのみ記されているのは不適切。＜調整時間不足＞
- (15) 同上2. 点検・評価①充足状況
- ・文学部の説明に関して、  
「学生アンケート」についてはもっと強調できるのではないか。
- (16) 同上3. 将来に向けた発展方策②改善すべき事項
- ・文学研究科の説明に関して、  
英語英文学専攻について「現有の態勢に対する定員の適切性について検討」することを点検・評価するなど、定員そのものの見直しの可能性も示唆されてよい。
- (17) 第6章「学生支援」1. 現状の説明(2)
- ・学生の修学支援の説明に関して、  
補習・補充教育は教務を中心にプランを立てるべきことではないか。
- (18) 同上1. 現状の説明(3)
- ・生活支援の説明に関して、  
レクリエーションルームの改装で、「アクティブラーニングの拠点」との表現があるが、「拠点」の名を冠するには十分ではない。＜表現を工夫する必要がある。補助金申請のときの計画(1号館1階のラーニングコリドー化など)が生かせないか＞
  - ・学寮の説明に関して、

キャンパス整備委員会の検討内容に触れる必要はないか。

(19) 第7章「教育研究等環境」1. 現状の説明(5)

- ・研究倫理の説明に関して、  
各学科の研究倫理細則を示さなくてよい。

(20) 同上2. 点検・評価

- ・充足状況の説明に関して、  
メディア学習支援センターの活動について明示されていない。(1)充足状況の④や、  
あるいは(2)にメディア学習支援センターの項目を立てて、示すべきではないか。  
＜同センターは本学として強調して記述する。情報化対応、国際化対応の記述には気  
をつけたい。ほかに資格課程についても、4-3「教育課程・教育内容」で触れる＞

(21) 同上2.(2)効果が上がっている事項②

- ・図書館の説明に関して、  
英語英文学科の要望に応じて2年次生を対象として英語文献調査のための図書館ガイ  
ダンスを実施し、大きな効果をあげていることを記載する。

(22) 同上3. 将来に向けた発展方策

- ・クニハウスの説明に関して、  
文章が、点検・評価(3)改善すべき事項の冒頭2行分と重複している。

(23) 第8章「社会連携・社会貢献」2. 点検・評価③

- ・改善すべき事項の説明に関して、  
検討の具体例があるとよい。

(24) 同上3. 将来に向けた発展方策②改善すべき事項

- ・心理教育相談所の説明に関して、  
「指定大学院実地視察で指摘された内容を反映する予定である??」とあるが、「??」  
は不適切。より具体的かつ実行可能な内容を反映させる。

(25) 第9章「管理運営・財務」「財務」1. 現状の説明

- ・財務計画と教育研究計画の説明に関して、  
両者の関係が曖昧。各部門、研究室の事業計画が、中・長期的な教育研究計画である  
点を説明したほうがよい。  
＜「大学財務基本方針(草案)」は、草案のままでなくいっそう明確化が必要＞

(26) 同上2. 点検・評価(1)充足状況

- ・大学全体の説明に関して、  
基準協会の留意事項の文章がそのまま書き込まれており、不適切。

(27) 第10章「内部質保証」1. 現状の説明(1)(2)

- ・教員の教育研究業績の公表の説明に関して、  
具体的な改善方法の提案の記述があるとよい。

(28) 同上1. 現状の説明(3)

- ・内部質保証システムの説明に関して  
改善努力、定期的な検証につき、具体的な内容、方法が書かれるとよい。

以上

平成26(2014)年度 自己点検評価シート(基盤評価)

基盤評価				平成26年度
大学基準	点検評価項目	評価の視点(例)	留意すべき事項	1項目100-200字程度で簡潔に記述(箇条書き)
1 理念・目的	(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>理念・目的の明確化</li> <li>実績や資源からみた理念・目的の適切性</li> <li>個性化への対応</li> </ul>	<p>①学部、学科または課程ごとに、大学院は研究科または専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則またはこれに準ずる規則等に定めていること。</p> <p>②高等教育機関として大学が追求すべき目的(※)を踏まえて、当該大学、学部・研究科の理念・目的を設定していること。</p> <p>※「大学基準の解説」基準1、学校教育法第83条、第99条等 参照</p>	<p>【適】</p> <p>○文学部及び大学院文学研究科の人材養成の目的その他の教育研究上の目的を学則に定めるとともに、文学部各学科専攻の教育研究の目的と目指す卒業生像及び大学院文学研究科各専攻の教育研究の目的と目指す修了生像を『履修要覧』に定めている。</p> <p>○学校教育法、大学設置基準並びに大学院設置基準に定める大学及び大学院の目的を踏まえて文学部・文学研究科の理念・目的を適切に設定している。</p> <p>○上記の内容については、ホームページ、大学案内および大学院案内によって、教職員、学生、受験生を含む社会一般に対して周知・公表しており、また、その内容は毎年確認し更新している。</p>
	(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成員に対する周知方法と有効性</li> <li>社会への公表方法</li> </ul>	<p>③公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、当該大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表していること。</p>	
3 教員・教員組織	(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	<p>【学士・修士・博士課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教員に求める能力・資質等の明確化</li> <li>教員構成の明確化</li> <li>教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化</li> </ul>	<p>①採用・昇格の基準等において、法令(※)に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていること。</p> <p>※ 学校教育法第92条、その他 大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準等の関係法令参照</p> <p>②組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていること。</p>	<p>【適】</p> <p>○「聖心女子大学の求める教員像」および「聖心女子大学の教員組織の編制方針」を定め、本学として追求する教員の在り方を明確化している。</p> <p>○教員の採用・昇格等において教員に求める能力・資質等については、学校教育法並びに大学設置基準・大学院設置基準等の関係法令に定める教員の資格要件を踏まえ、教員資格審査基準並びに教員選考規程および大学院担当教員選考及び審査手続規程を適切に定めている。</p> <p>○文学部各学科及び大学院文学研究科各専攻の組織的な教育を実施する上において必要な教員間の役割分担、連絡調整並びに責任の所在の明確化が図られている。</p>
	(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	<p>【学士・修士・博士課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>編成方針に沿った教員組織の整備</li> <li>授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備</li> </ul> <p>【修士・博士課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究科担当教員の資格の明確化と適正配置</li> </ul>	<p>③当該大学・学部・研究科の専任教員数が、法令(大学設置基準等)によって定められた必要数を満たしていること(※)。</p> <p>※【法令によって定められた必要数】大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準およびこれらに付随する文部科学省告示等参照</p> <p>④特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していること。</p> <p>※ 大学設置基準第7条第3項</p>	



4 教育内容・方法・成果	(1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。	【学士・修士・博士課程】 ・学士課程・修士課程・博士課程の教育目標の明示 ・教育目標と学位授与方針との適合性 ・修得すべき学習成果の明示	①理念・目的を踏まえ、学部・研究科ごとに、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件(卒業要件・修了要件)等を明確にした学位授与方針を設定していること。  ②学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を、学部・研究科ごとに設定していること。  ③公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を周知・公表していること。	【適】	○「聖心女子大学の理念」に基づき、「聖心女子大学学則」第1条に本学全体の教育目標を掲げ、学位授与方針は『履修要覧』、『大学案内』、大学HP等に明記、公開している。 ○各学科・専攻の教育の目的、目指す卒業生像は『履修要覧』に明記し、学位授与方針は、大学HPに公表している。 ○大学全体の教育課程の編成・実施方針は、『履修要覧』、『大学案内』、大学HP等に明記、公開しており、各学科・専攻の教育課程の編成・実施方針も大学HPに公開している。 ○大学院では、「聖心女子大学の理念」と「大学院学則」第1条(大学院の目的)に基づき、「大学院学位授与方針」を定め、さらに専攻ごとにも「学位授与方針」を定めている。
	(2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。	【学士・修士・博士課程】 ・教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示 ・科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示			○大学院では、「大学院学位授与方針」に基づき「大学院教育課程の編成・実施方針」を定め、さらに専攻ごとにも「教育課程の編成・実施方針」を定めている。 ○ホームページには、「大学院学位授与方針」、「大学院教育課程の編成・実施方針」のほか、各専攻の「学位授与方針」、「教育課程の編成・実施方針」を掲載している。また、各専攻の「教育研究の目的と修了生像」も掲載し、周知を図っている。一方、『大学院案内』には、「大学院学位授与方針」と「大学院教育課程の編成・実施方針」のみを掲載している。また、『履修要覧』には各専攻の「教育研究の目的と修了生像」のみを掲載している。
	(3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか。	【学士・修士・博士課程】 ・周知方法と有効性 ・社会への公表方法			○大学院では、「大学院学位授与方針」に基づき「大学院教育課程の編成・実施方針」を定め、さらに専攻ごとにも「教育課程の編成・実施方針」を定めている。 ○ホームページには、「大学院学位授与方針」、「大学院教育課程の編成・実施方針」のほか、各専攻の「学位授与方針」、「教育課程の編成・実施方針」を掲載している。また、各専攻の「教育研究の目的と修了生像」も掲載し、周知を図っている。一方、『大学院案内』には、「大学院学位授与方針」と「大学院教育課程の編成・実施方針」のみを掲載している。また、『履修要覧』には各専攻の「教育研究の目的と修了生像」のみを掲載している。
4 教育内容・方法・成果	(1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	【学士・修士・博士課程】 ・必要な授業科目の開設状況 ・順次性のある授業科目の体系的配置 【学士課程】 ・専門教育・教養教育の位置づけ ・副専攻運営の適切性 【修士・博士課程】 ・コースワークとリサーチワークのバランス	①【学士】幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程が編成されていること。 ※ 大学設置基準第19条第2項	【適】	○各学科・専攻では、教育目標に従い授業科目を体系的に開設し、必修・選択の別、配当年次についても充分留意しており、さらに関連分野として、他学科・専攻が開設している授業科目を一定以上履修させることにより、幅広い教養の修得をはかっている。 ○幅広い教養の修得のために、総合現代教養科目群を解説するとともに、副専攻制度を設けている。
	(2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。	【学士課程】 ・学士課程教育に相応しい教育内容の提供 ・初年次教育・高大連携に配慮した教育内容 【修士・博士課程】 ・専門分野の高度化に対応した教育内容の提供			②【修士・博士】コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていること。 ※ 大学院設置基準第12条

4 教育内容・方法・成果 (3)教育方法	(1)教育方法および学習指導は適切か。	【学士・修士・博士課程】 ・教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用 ・履修科目登録の上限設定、学習指導の充実 ・学生の主体的参加を促す授業方法 【修士・博士課程】 ・研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導	①当該学部・研究科の教育目標を達成するために必要となる授業の形態を明らかにしていること。 ②【学士】 1年間の履修科目登録の上限を50単位未満に設定していること。これに相当しない場合、単位の実質化を図る相応の措置がとられていること。 ③【修士・博士】研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導を行っていること	【適】  ○各学科・専攻が『履修要覧』に明示・公表した教育目標に基づき、講義・演習・実習等のさまざまな授業形態を適切に配置した教育課程を設けている。 ○各年次ごとに登録単位数の上限を設定し、『履修要覧』に明示している。 ○各学科・専攻では、演習形態の授業を選択必修科目とし、学生の主体的参加を促し、各自の意見を発信する力を高めることに留意している。 ○シラバスは統一された書式で実施して全学生に配布している。 ○成績評価と単位認定は、全教員の共通理解のもとで適切に行われている。 ○各授業で実施される授業アンケートの結果に基づき、専任教員全員が授業報告書を作成、これを学務部でとりまとめて、学生に公開するとともに、学生の意見・要望を教育内容・方法の改善、施設設備の充実などに活かしている。  ○大学院・全専攻が『履修要覧』に明示・公表した研究指導体制に従い、研究指導と学位論文作成指導を行っている。平成27年度より全専攻での複数指導体制が実現する。 ○大学院のシラバスは統一された書式で実施し、単位制度の趣旨に沿った単位設定を行っている。 ○大学院FDの一環として、隔年で大学院学生を対象としたアンケート調査を行い、教育内容・方法、教育成果、その他につき学生側の意見、要望を聴取し、改善に生かしている。アンケート結果および改善状況については冊子にまとめ、学内に公表している。 ○「研究指導計画」の作成は指導教員の任意としてきたが、平成27年度より統一した形式の「研究指導計画書」を使用し、これに従った研究指導を行う。
	(2)シラバスに基づいて授業が展開されているか。	【学士・修士・博士課程】 ・シラバスの作成と内容の充実 ・授業内容・方法とシラバスの整合性	④授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ、学生があらかじめこれを知ることができる状態にしていること。	
	(3)成績評価と単位認定は適切に行われているか。	【学士・修士・博士課程】 ・厳正な成績評価(評価方法・評価基準の明示) ・単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性 ・既修得単位認定の適切性	⑤授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定していること。 ⑥既修得単位の認定を、大学設置基準等に定められた基準に基づいて、適切な学内基準を設けて実施していること。	
	(4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。	【学士・修士・博士課程】 ・授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施	⑦教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けていること。	
4 教育内容・方法・成果 (4)成果	(2)学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。	【学士・修士・博士課程】 ・学位授与基準、学位授与手続きの適切性 【修士・博士課程】 学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策	①卒業・修了の要件を明確にし、履修要綱等によってあらかじめ学生に明示していること。 ②学位授与にあたり論文の審査を行う場合にあっては、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)を、あらかじめ学生に明示していること。	【適】  ○卒業要件と学位授与の条件を、それぞれ学則と学位規程に明示・公表したうえで、学位授与を適切に行っている。 ○卒業論文の評価基準は『履修要覧』に明示している。 ○大学院修了要件と学位授与の条件を、それぞれ大学院学則、学位規程に明示・公表したうえで、学位授与を適切に行っている。『履修要覧』にはより詳しい修了要件と、「学位論文提出要件」および、「論文の評価基準」を明示、公表している。

5 学生の受け入れ	(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求める学生像の明示</li> <li>・当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示</li> <li>・障がいのある学生の受け入れ方針</li> </ul>	<p>①理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、学部・研究科ごとに定めていること。</p> <p>②公的な刊行物、ホームページ等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表していること。</p>	【適】	<p>○学生の受け入れ方針は、大学案内および大学HPに明記している。</p> <p>○各入試について、受験生のどのような力を測るために行うのかを、大学HPおよび各入試の募集要項に明示、公開している。</p> <p>○公平かつ適切な判定・選抜をすべく、全ての入試ごとに見直しを図っている。</p>
	(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生募集方法、入学者選抜方法の適切性</li> <li>・入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性</li> </ul>	<p>③学生募集、入学者選抜の方法が、受験生に対して公正な機会を保障し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものであること。</p>		<p>○大学院では、「大学院学生受け入れ方針」を定め、専攻ごとにも「学生受け入れ方針」を定め、『大学院案内』、ホームページに公表している。</p>
	(3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収容定員に対する在籍学生数比率の適切性</li> <li>・定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応</li> </ul>	<p>④【学士】学部・学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.00である(※)。また、学部・学科における収容定員に対する在籍学生数比率が1.00である(※)。</p> <p>※【定員超過の場合の提言指針】</p> <p>《実験・実習を伴う分野(心理学、社会福祉学に関する分野を含む)》</p> <p>1.20以上:努力課題、 1.25以上:改善勧告</p> <p>《医学・歯学》</p> <p>1.00以上:努力課題、 1.05以上:改善勧告</p> <p>《上記以外の分野》</p> <p>1.25以上:努力課題、 1.30以上:改善勧告</p> <p>※【定員未充足の場合の提言指針】</p> <p>《全て》</p> <p>0.9未満:努力課題、 0.8未満:改善勧告</p> <p>⑤【学士】学部・学科における編入学定員に対する編入学生数比率が1.00(※)である。</p> <p>※【定員超過の場合の提言指針】</p> <p>《未完成学部を除く全て》</p> <p>1.30以上:努力課題</p> <p>※【定員未充足の場合の提言指針】</p> <p>《未完成学部を除く全て》</p> <p>0.7未満:努力課題</p> <p>⑥【修士・博士・専門職学位課程】部局化された大学院研究科や独立大学院などにおいて、在籍学生数比率が1.00である。</p>	【適】	<p>○各種入試における合格者数を慎重に判断しながら、適正な入学者数を確保している。</p> <p>○編入学生については、2年次編入としていることもあり、定員を充足するにいたっていない。収容定員に対し在籍者数は0.52倍である。</p> <p>○本学では入学者を一括募集し、2年次から各学科専攻に所属させているが、その進路の決定にあたっては、1年次の6月から各学科専攻の内容、進路の決定方法についてガイダンスなどを通じて学生に周知し、各学科専攻の収容定員を考慮しつつ、かつ学生の希望を重視しながら、適切に進路決定を行っている。</p> <p>○学生の休学・退学・復学等については、学則に基づき厳格な手続のうえ、適正に行っている。</p> <p>○学部の収容定員1905名に対し、在籍者数は2209名で、1.16倍であり、適切な範囲である。</p>

6 学生支援	(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施</li> <li>・キャリア支援に関する組織体制の整備</li> </ul>	①学生の進路選択に関わるガイダンスを実施するほか、キャリアセンター等の設置、キャリア形成支援教育の実施等、組織的・体系的な指導・助言に必要な体制を整備していること。	【適】	○初年次から各種の講演会や催し、ガイダンスを行い、早期からのキャリア形成への自覚を促すとともに、キャリアセンターにキャリアカウンセラーを配置し、個々に合わせて支援している。
7 教育研究等環境	(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成</li> <li>・校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保</li> <li>・記念施設保存建物の管理・活用の状況</li> </ul>	①校地および校舎面積が、法令上の基準(大学設置基準等)を満たしており、かつ運動場等の必要な施設・設備を整備していること。	【適】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校地・校舎面積ならびに必要な施設・設備については、それぞれ基準を満たし、又、整備されている。キャンパスアメニティの向上についても、安全、衛生管理等を含め、定期的な保守点検や教職員・学生からの要望等を踏まえた迅速な対応に努めている。</li> <li>○中長期的な観点からは、前年度に設置されたキャンパス整備検討会において実施したアンケート調査や関係諸機関からのヒアリング等を踏まえ、今後のキャンパス整備計画の大枠に相当する基本計画の策定に向けて、施設整備の優先度等を見極めつつ、具体的な整備の内容を確定するための検討を進めている。</li> </ul>
	(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性</li> <li>・図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境</li> <li>・国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>②大学、学部・研究科等において十分な教育研究活動を行うために、図書館において必要な質・量の図書、学術雑誌、電子媒体等を備えていること。</li> <li>③図書館、学術情報サービスを支障なく提供するために、専門的な知識を有する専任職員を配置していること。</li> </ul>	【適】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教員・学生が容易に資料購入依頼できるように購入希望図書受付の仕組みをシステム化するとともに、図書館資料の収集方針に基づき、学部8学科2専攻及び大学院7専攻の学問諸分野の資料を体系的に収集・提供している。</li> <li>○オンライン・ジャーナル・電子ブックの購入を積極的に進めるとともに、情報検索システム機能を整備し、学術情報の電子的提供を確保している。</li> <li>○情報検索システムの更新を計画的に進め、国内外の学術情報収集機能を強化するとともに、他大学機関との相互利用サービスを維持している。また、機関リポジトリを使って本学の学術成果を公開している。</li> <li>○ラーニング・コモンズを設置し、ラーニング・アドバイザーを配置することで授業時間終了後にも学生が主体的・能動的に学習・研究できる環境を整えている。</li> <li>○専門的な知識を有する専任職員は配置されている。しかし、期待される図書館サービスのレベルを維持するためには、人員配置の強化が必要である。</li> </ul>
	(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程の特徴、学生数、教育方法に応じた施設・設備の整備</li> <li>・ティーチング・アシスタント(TA)／リサーチ・アシスタント(RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備</li> <li>・教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>④専任教員に対して、研究活動に必要な研究費を支給していること。</li> <li>⑤専任教員のための研究室を整備していること。</li> </ul>	【適】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専任教員に対しては毎年一定額の研究費と研究図書費が支給されている。</li> <li>○全専任教員に対して、個人研究室が整備されている。</li> <li>○教育研究支援体制については、「ティーチング・アシスタント規程」(平成23年1月)、「リサーチ・アシスタント規程」(平成23年4月)を定め、活用が進んでいる。また、各学科専攻研究室に学科専攻の庶務的事務処理に従事する副手を配置し、教員が研究に専念できる支援体制をとっている。</li> </ul>

9 管理運営・財務 (1)管理運営	(2)明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用</li> <li>・学長、学部長、研究科長および理事(学務担当)等の権限と責任の明確化</li> <li>・学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性</li> </ul>	①学長をはじめとする所要の職を置き、また教授会等の組織を設け、これらの権限等を明確にしていること。	【適】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教学マネジメントについては、学長を中心とする運営体制が確立しており、その補佐体制として、学長のもとに大学の企画・運営、経営に関する基本方針等を審議する経営会議を設置する他、副学長等の職務を規程により定めている。また、教授会規程及び大学院委員会規程を定め、教授会と大学院委員会の審議事項を明確化し、学長の選考においても選出規程、学長候補者選考委員会内規等の関係諸規程を定め、選考は適切に行われている。</li> <li>○キャンパス整備、全学の情報化推進についても、前年度に定めた明文の設置要領等に基づく検討会による学内検討を継続している。</li> <li>○情報化の推進に向けてプロジェクトチームを設置し、経営会議と一体となって機動性のある対応に注力している。</li> </ul>
	(3)大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務組織の構成と人員配置の適切性</li> <li>・事務機能の改善・業務内容の多様性への対応策</li> <li>・職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用</li> </ul>	②法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務等を行うための事務組織を設けていること。また、必要な事務職員を配置していること。	【適】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要な職員数の確保と配置に努めており、設置基準の主旨を踏まえた運用を図っている。特に、事務職員の人事に関する基本方針を定め、適時適切に、見直しを図りつつ、運用を行っている。</li> <li>○業務の多様化、迅速化等のニーズに応えるには、人材の確保とともに人材の育成が重要であり、研修やジョブローテーションによる専門性とマネジメント能力のバランスのとれた向上に努めている。</li> <li>○なお人事基本方針については、制定後5年が経過した本年度において、総合的な見直しに係わるWGを設置して検討を進め、より良い職場環境の構築と事務組織力の向上に取り組むこととしている。</li> </ul>
9 管理運営・財務 (2)財務	(2)予算編成および予算執行は適切に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査</li> <li>・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立</li> </ul>	①【大学評価分科会評価事項】 財務監査を、適切な体制、手続を整えて行っているといえること。  (私立大学)監事による監査報告書を整備し、私立学校法第37条第3項に定める学校法人の業務および財産の状況を適切に示しているといえること。	【適】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予算編成・執行については、一定のルールに従い適切に行っている。また、監事による監査も、法令に則り適正に実施されている。今後とも内部監査部門による監査制度の創設等、より適切な方法を検討実施していく。</li> <li>○予算執行に伴う効果の分析や検証等の評価については、事業計画の評価(中間評価、年度末評価)とあわせて行うこととしている。</li> <li>○なお、平成27年度からの学校会計制度改定への適切な対応を行うべく、準備を進めていく。</li> </ul>
10 内部質保証	(1)大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価の実施と結果の公表</li> <li>・情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応</li> </ul>	①自己点検・評価を定期的実施していること。  ②受験生を含む社会一般に対して、公的な刊物、ホームページ等によって、必要な情報(※)を公表していること。 ※ ここでいう必要な情報とは 下記の事項を指す ・学校教育法(同法施行規則) によるもの ・財務関係書類 ・自己点検・評価の結果	【適】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自己点検・評価は毎年度実施しており、その結果を大学HPで公表している。</li> <li>○受験生及び社会一般に対し、「学校教育法施行規則」第172条の2に規定する諸事項および、財務関係資料、自己点検・評価結果等を、大学HPで毎年公表している。 ○個人情報に関する開示などの手続きについてはHP上に公表している。</li> </ul>

## 1. 理念・目的

大学基準協会による「点検・評価項目」
(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。 (2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。 (3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。
本学の「到達目標」(H26.10.17)の達成度状況
<p>●<b>大学文学部および大学院文学研究科の理念・目的が、建学の精神に立脚し、目指すべき方向性を明確に示す適切なものであることを確保する。</b></p> <p>大学文学部および大学院文学研究科の理念・目的は、建学の精神を現代社会の状況を踏まえて具現化するべく1996年の理念委員会による入念な検討と教授会承認を経て明確化し確定され、適切なものとして確保されてきている。(50年記念誌,P.106、理念委員会、教授会承認)</p> <p>平成24年度から将来構想・評価委員会で、同委員会内に立ち上げた教育組織検討のための小グループ（ワーキンググループ）での検討結果に基づく学科改組の検討を行い、教授会の審議を経て、平成26年度入学者より5学科2専攻から8学科1専攻に組織を改組したが、この教育組織改組の検討過程で、本学の理念・目的の適切性があらためて全学的見地から検証された。そのうえで、本学の理念・目的の実現に相応しい学科、学部の在り方が検討されたものであり、本学の理念・目的が、目指すべき方向性を明確に示す適切なものであることが確保されている。(平成24年度第1～8回将来構想・評価委員会、平成24年度第7回、第8回、25年度第1回教授会)</p> <p>●<b>理念・目的の適切性が、定期的に検証される組織体制を構築する。</b></p> <p>大学としての理念・目的の適切性についての検証は将来構想・評価委員会が行い、その実施方法については、毎年、点検・評価実施時期（12月～1月頃）に、点検・評価結果を基に行うことが明確化されている（平成26年度第1回将来構想・評価委員会）。</p> <p>なお、平成13年度に発足した「姉妹校連携を考える会」が、「建学の精神や教育目標をどのように具現化するか、各姉妹校と連携する組織を確立する」（「平成20年度自己点検評価報告書」第1章理念・目的・教育目標8頁より引用）ことを目指して活動し、平成20年度以降は、学長・姉妹校校長会直属の組織として建学の精神を通じた連携事業を中心に活動している（平成20年度第2回将来構想・評価委員会）。</p> <p>●<b>検証組織体制の役割と責任を明確化し、適切に機能させる。</b></p> <p>前述のように、将来構想・評価委員会において理念・目的の検証を行うという役割と責任が明確化されている。さらに、平成26年度より「聖心女子大学ミッション推進会議」（教員・職員の協働組織）が学長の下に設けられ、学生の活動と学びを統合し、カトリック大学としての使命や本学の理念を具現化している（平成25年度第8回将来構想・評価委員会議事要旨）。その活動内容は教授会において、随時、報告されている（平成25年度第14回、26年度第2～4回、8回教授会）。</p> <p>●<b>建学の精神や大学の理念・目的を教職員、学生に周知徹底する取り組みの定着化を図る。</b></p> <p>教職員向けには、学校法人本部による新任教職員研修への教職員派遣（毎年春季開催）、平成23年度に建学の精神をテーマとする教職員研修会を実施（平成23年8月24日開催）、平成25年度に大学の歴史をテーマに職員研修会を実施（平成25年9月4日開催）する他、平成23～24年度に学内教員グループによる共同研究「聖心女子大学の教育の特色探求」を実施し、その成果を教職員・学生向けに公表した（平成25年5月研究報告書）。</p> <p>学生に対しては、1年次生対象の前期ジェネラルレクチャーにおける理事長、学長の話、2年次以上年次別各ガイダンスでの学長からの話、総合現代教養科目「聖心スピリットと共生」（平成20年度より毎年開講、全学対象選択可）など建学の精神や大学の理念を学生たちに理解させるべくさまざまな取り組みを行っている。また、平成24年度に、「聖心女子大学マグダレナ・ソフィア・バラ賞」奨学金制度の見直し・名称変更を行い学生による理念の理解浸透を促進させた（平成24年度第6</p>

<p>回学生委員会)。さらに平成26年度は奨学金制度としての「聖心女子大学マグダレナ・ソフィア・バラ賞」のあり方についての見直しを行っている（平成26年度第4回学生委員会）。</p> <p>学生の活動と学びを統合し、本学のミッションを推進していくための組織として、平成26年度より上述の「聖心女子大学ミッション推進会議」が立ち上がり、大学の理念・目的を具現化するための活動を開始した（平成26年度「ミッション推進会議」議事メモ）。また全学的な連携体制として、メンバーを、学長の他、1年次センター長、マグダレナ・ソフィアセンター長、東日本大震災復興支援推進会議代表、キリスト教文化研究所長及び関連事務部署の課長等で構成し、同推進会議の活動が各実務所管部署と連携しやすい体制とした（平成26年4月24日第1回「ミッション推進会議」議事メモ）。</p>
大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題
<p>●<b>学部、研究科の理念・目的の適切性を定期的に検証する体制を構築する。</b></p> <p>学部、研究科の理念・目的の適切性についての検証は将来構想・評価委員会が行い、その実施方法については、毎年、点検・評価実施時期（12月～1月頃）に、点検・評価結果を基に行うことが明確化された（平成26年度第1回将来構想・評価委員会）。</p> <p>●<b>教職員、学生への効果的な周知徹底の方策を推進する。（標語ほか）</b></p> <p>周知徹底の方策のひとつとして、平成23年度に本学の教育理念をあらわす標語を学内公募により策定し、教職員および学生用名刺に表示利用されている。本学のミッションを推進するための組織として、平成26年度より「聖心女子大学ミッション推進会議」が立ち上がったので、その機能を効果的に活用していく。</p>
効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。
<p>平成26年度もカトリック精神を深める職員研修会などが自主的に計画され、希望する職員が参加して研修をおこなった。本学の学園祭である聖心祭は大学の理念、聖心の精神をベースにしたテーマの選定、プログラム作成や企画が定着している（聖心祭パンフレット）。</p> <p>ミッション推進会議での検討に基づいて（平成26年5月22日第2回「ミッション推進会議」議事メモ）、平成26年9月にマグダレナ・ソフィアセンター内にカトリックルームを新設し、学生が自由に利用でき、聖書の勉強、祈り、聖心会シスターとの交流など、カトリック精神の涵養に資する場として活用されている（カトリックルーム案内ちらし）。</p>
改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。
<p>建学の精神、建学の理念、大学の理念など、表現の統一感を失する箇所、建学の精神と「聖心スピリット」の関連が必ずしも適確に表されていない箇所を引き続き点検し、適切な表現に改める（50年記念誌、扉ページ「聖心女子大学の理念」の表現が基準）。</p>
<p>将来に向けた発展方策</p> <p>※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸ばさせるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。</p>
大学の理念・目的の学内外での具現化を目指すミッション推進会議が立ち上がったので、その役割を学内関係者に周知し機能を活用する。
根拠資料
<p>聖心女子大学学則、聖心女子大学大学院学則、履修要覧、シラバス、大学ガイドブック、大学公式ホームページ、教員ハンドブック、非常勤教員ハンドブック、学生生活2014、学生会ハンドブック、平成26年度前期ジェネラルレクチャー日程、聖心女子大学50周年記念誌、聖心祭パンフレット、平成26年度夏期職員研修プログラム、自己点検・評価（大学の教育理念）について教授会議事録（教授会ミニッツ、平成8年第4回）、教育組織改組に関する教授会議事録（平成24年度第7回、第8回、平成25年度第1回）、教育組織改組に関する将来構想・評価委員会議事録（平成24年度第1回～第8回）、理念・目的の検証体制に関する将来構想・評価委員会議事録（平成26年度第1回、</p>

資料 2-1)、ミッション推進会議に関する将来構想・評価委員会議事録(平成25年度第8回、平成26年度第2回)、ミッション推進会議に関する教授会議事録(平成25年度第14回、26年度第2～4回、第8回)、姉妹校連携の会に関する教授会議事録(平成20年度第10回、平成24年度第1回、第11回)、姉妹校連携の会に関する将来構想・評価委員会議事録(平成20年度第2回、共同研究報告書「聖心女子大学の教育の特色探求」(平成25年5月)、「ミッション推進会議」(平成26年度の各回議事メモ)、カトリックルーム案内ちらし

## 2. 教育研究組織

大学基準協会による「点検・評価項目」

- (1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。  
 (2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学の「到達目標」(H26.10.17)の達成度状況

●教育研究組織(学科・専攻、キリスト教文化研究所、心理教育相談所等)が、大学文学部および大学院文学研究科の理念・目的の実現に対して適切であることを確保する。

学科改組については平成24度から将来構想・評価委員会及び教授会で検討を行い、平成26年度入学者より5学科2専攻から8学科1専攻に組織を改め、その検討過程で本学の理念・目的の実現に相応しい学科、学部の在り方が検討された(平成24年度第1～8回将来構想・評価委員会、平成24年度第7回、第8回、25年度第1回教授会議事要旨)。また、学科改組にあたり、平成25年度に各学科の教育目標、卒業生像の見直しを行い(平成25年度第7回将来構想・評価委員会)、大学院でも平成26年度前期に各専攻の教育研究の目的と修士生像の見直しを行った(平成26年度第4回大学院将来構想・評価委員会)。

附属機関の研究所等では、キリスト教文化研究所については、平成25年2月にその目的と事業等について検討を行い、「キリスト教文化研究所規程」を改訂し、教育的な側面をより明確にした(平成24年度第13回教授会承認)。心理教育相談所については、同相談所規程に定められた目的に沿って、「大学院教育と有機的に連携し、よりシステムティックな臨床教育方法を模索し、院生の臨床実習をより充実させる」方向で運営されていることが学内に報告された(平成25年度部門別事業報告書/学内ホームページ掲載による学内共有情報)。

これらの過程を通じて、教育研究組織はいずれも聖心女子大学学則および大学院学則各々に記載されている目的に則ったもので、その目的の実現に対して適切であることが検証されている。

●教育研究組織の適切性が、定期的に検証される組織体制を構築し、適切に機能させる。

前述の通り学科改組にあたっては将来構想・評価委員会、教授会において全学的な見地から望ましい学科、学部の在り方を検討した。各学科専攻単位では、平成24年度以降、毎年の自己点検・評価活動の中で、各学科・専攻別に作成した点検評価シートをもとに、将来構想・評価委員会で報告を行っている。また、各年度の自己点検・評価における各学科・専攻別自己点検・評価の概要を大学公式ホームページで公表している。

教育研究組織の適切性についての検証は学部及び大学院の将来構想・評価委員会が行い、その実施方法については、毎年の点検・評価実施時期(12月～1月頃)に、点検・評価結果を基に行うことが明確化された(平成26年度第1回将来構想・評価委員会)。

大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題

●学科改組にあたり、理念・目的、卒業生像を再検討する。

平成26年度からの学科改組にあたり、将来構想・評価委員会のもとで、各学科の教育目標と卒業生像の見直しを行い(平成25年度第7回将来構想・評価委員会)、大学の理念・目的との整合性を確認する作業を行ったうえで、平成26年度の『履修要覧』ガイドブック、ホームページ等に掲載した。

●教育研究組織の適切性を定期的に検証する体制を構築し、適切に機能させる。

教育研究組織の適切性についての検証は学部及び大学院の将来構想・評価委員会が行い、その実施方法については、毎年の点検・評価実施時期(12月～1月頃)に、点検・評価結果を基に行うことが明確化された(平成26年度第1回将来構想・評価委員会)

効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。
各学科で教育目標・卒業生像の見直しと同時に、各学科のカリキュラム体系の説明を合理化し「学びの流れ」を分かりやすく大学ガイドブックに掲載した。
改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。
付属機関の研究所等の点検・評価体制の整備
将来に向けた発展方策 ※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸長させるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。
教育研究組織の適切性についての検証プロセスを明確化し、効果的に検証実施していくこと。
根拠資料
将来構想・評価委員会議事録（平成24年度第1～8回、25年度第7回、26年度第1回）、大学院将来構想・評価委員会（平成26年度第4回）、教育組織改組に関する教授会議事録（平成24年度第7回、第8回、25年度第1回）、平成24年度自己点検・評価報告書、平成25年度自己点検・評価報告書、平成26年度自己点検・評価報告書（予定）、大学ガイドブック2015、キリスト教文化研究所規程、心理教育相談所規程、平成25年度部門別事業報告書

## 3. 教員・教員組織

大学基準協会による「点検・評価項目」
(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。 (2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。 (3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。 (4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。
大学の「到達目標」(H26.10.17)の達成度状況
<p>●大学文学部および大学院文学研究科の教員組織が、教育理念・目的・目標並びに教育課程の種類・性格・学生数に対して適切であることを確保する。</p> <p>(学部)平成26年度の学科改組、教育学科初等教育学専攻の収容定員増のための準備の過程で、教員組織についての適切性を将来構想・評価委員会、教職課程委員会等で点検し、また教職課程充実のため、2名の専任教員増員を行った（平成24年度第7回将来構想・評価委員会、平成24年度第3回教職課程委員会、平成24年度第10回教授会議事要旨）。</p> <p>(大学院)大学院文学研究科の教員組織は教育理念・目的・目標並びに教育課程、学生数に対して適切であり、潤沢である（平成26年度大学基礎データ/様式7-2）。</p> <p>●大学文学部専任教員および大学院文学研究科の担当教員の採用、選考、任用については、「聖心女子大学教員選考規程」「聖心女子大学教員資格審査基準」ならびに「聖心女子大学大学院担当教員選考及び審査手続き規程」に則り、適切に行われることを継続する。</p> <p>(学部)平成27年度の国際交流学科3名の専任教員採用をはじめ、専任教員の昇任、非常勤講師の採用について、上記規定に則り、適正な審査が行われている。</p> <p>(大学院)平成27年度の大学院文学研究科(社会文化学専攻)の学部との兼任教員の任用をはじめ、採用にあたっては、専任、非常勤とも規則に則り適切に行われている。</p> <p>●主要な授業科目へ専任教員を適正に配置する。</p> <p>(学部)各学科・専攻におけるカリキュラム体系を確認した（平成24年度第7回将来構想・評価委員会）うえで、専任教員を適正に配置した。</p> <p>(大学院)教員の配置に関しては各専攻が決定しているが、主要科目はもちろん、大学院科目の大多数の担当教員は専任教員であり、専任教員のカバーできない範囲を非常勤講師が担当してカリキュラムの広がりを支えている。</p> <p>●教員の年齢構成バランスの適正化を図る。</p> <p>(学部)上記専任教員の採用人事では、各学科・専攻内での年齢構成を充分考慮した。</p> <p>(大学院)学部と同様である。（平成26年度大学基礎データ/参考1）</p> <p>●必要に応じて外国人教員を採用する。</p> <p>(学部)平成26年度、外国人客員教員の定年退職に伴い外国人の専任教員採用を行った。これまでも必要に応じて専任・非常勤の外国人教員を採用している。</p> <p>(大学院)学部と同様である。</p> <p>●女子大学として、女性教員を積極的に採用する。</p> <p>(学部)平成26年度、女性の専任教員採用はなかったが、これまでも女性教員を積極的に採用している。また、</p> <p>(大学院)学部と同様である。</p>



<p>●<b>聖心女子大学が求める教員像を明確化し、教職員で共有する。</b> 教員像を文章により明確化し、大学公式ホームページに公開した。</p> <p>●<b>大学文学部および大学院文学研究科の理念・目的の実現のため、学部、研究科それぞれに教員組織の編制方針を定め、教職員で共有する。</b> 教員組織（学部・学科）の編制方針を文章により明確化し、大学公式ホームページに公開した。</p> <p>●<b>教員の管理運営能力、社会貢献能力等の資質向上を図るための研修等を恒常的に実施するシステムを構築する。</b> （学部）授業改善のため、定期的に行われているFD研修会の中には、教員の管理運営能力、社会貢献能力等の資質向上に有益な内容も含まれているが、これらに特化した研修は実施されていない。 （大学院）学部と同様である。</p> <p>●<b>教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育・研究活動の活性化を推進する。</b> （学部）教育研究業績を客観的に評価するシステムは構築されていない。 （大学院）学部と同様である。 専任教員に関しては定期的に教育研究業績を大学に報告し、その内容を公表することによって、相互に業績を確認することとしている。また、教員の採用時および専任教員の昇任時には、教育研究業績をもとに資格審査が行われている。</p> <p>●<b>教員組織の適切性や学科ごとの専任教員数、非常勤講師枠が定期的に検証されるシステム作りを推進する。</b> （学部）専任教員数を検証するシステムは今後の課題だが、非常勤講師枠については教務委員会から教授会へという検証システムがあり、特に平成26年度の学科改組、教職課程再認定及び平成27年度に開始する副専攻プログラムの再編等をふまえて、平成26年11月までに概ね見直しを行った（平成26年度第6、7回教授会）。 （大学院）基本的に学部と同様だが、大学院担当の非常勤講師枠については明確な基準がないため、今後の検証システム制度化の検討が必要である。</p>
<p>大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題</p> <p>●<b>聖心女子大学が求める教員像を明確化し、教職員で共有する。</b>（明示の方法については、「教員資格審査基準」第3条(教員の資格)の記述程度にとどめるか、さらに精緻化するか、USHネットへの掲載を行うか等を検討する。） 本学が求める教員像を文章により明確化し、平成26年7月より大学公式ホームページに公開した。</p> <p>●<b>大学文学部および大学院文学研究科の理念・目的の実現のため、学部、研究科それぞれに教員組織の編制方針を定め、教職員で共有する。</b>（明示の方法については、「教員選考規程」「大学院担当教員選考及び審査手続規程」等の規程等に盛り込むか、USHネットへの掲載を行うか等を検討する。） 教員組織の編制方針を文章により明確化し、平成26年7月より大学公式ホームページに公開した。</p> <p>●<b>教員の資質向上を図るための研修等の実施を推進する。</b> （学部）毎年、FD研修会を実施しており、平成26年度は自校史教育「聖心女子大学キャンパスの沿革」（平成26年8月1日開催）を事務職員と合同で実施した。また、平成25年度後期に導入したGoogle-Appsの活用に関する研修を、当該システム導入以降、平成26年11月までほぼ毎回の教授会開催時に実施した。また、教務委員会の下で活動しているFD協議会の内規を定めて、運営及び活動を制度化した。 （大学院）学部と同様である。</p> <p>●<b>教員の教育研究活動の業績を適切に評価するシステム作りを推進する。</b> （学部）検討に着手していない。 （大学院）学部と同様である。現状を踏まえて改善を図りたい。</p>

<p>●<b>教員組織の適切性や学科ごとの専任教員数、非常勤講師枠が定期的に検証されるシステム作りを推進する。</b> （学部）専任教員数を検証するシステムは今後の課題だが、非常勤講師枠については教務委員会から教授会へという検証システムがあり、上述の通り平成26年度の学科改組、教職課程再認定及び平成27年度に開始する副専攻プログラムの再編等をふまえて、平成26年11月までに概ね見直しを行った。 （大学院）大学院の非常勤講師枠については、特に専任教員と非常勤講師との複数の担当で運営される授業科目について、複数担当の妥当性を確認する。</p>
<p>効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。</p> <p>（学部）平成26年度の学科改組に伴い、平成25年度後期に各学科・専攻が、それぞれのカリキュラム体系についての説明を作成したが、これは大学全体の教員像、各学科・専攻の教員組織の編制方針等を策定するための基礎資料として有効に活用されている。 （大学院）大学院担当教員の任用が規定に基づき適切に行われており、人数の上でも潤沢である。</p>
<p>改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。</p> <p>教員の教育研究活動の業績を適切に評価するシステム作りが未整備。</p>
<p>将来に向けた発展方策 ※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸長させるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。</p> <p>教員の資質向上を図るための研修等の組織的な運営体制が未整備</p>
<p>根拠資料 大学公式ホームページ： 教員組織の編制方針 (<a href="http://www.u-sacred-heart.ac.jp/about/images/kyouinhouzin.pdf">http://www.u-sacred-heart.ac.jp/about/images/kyouinhouzin.pdf</a>)、<b>聖心女子大学が求める教員像</b> (<a href="http://www.u-sacred-heart.ac.jp/about/images/kyouinzou.pdf">http://www.u-sacred-heart.ac.jp/about/images/kyouinzou.pdf</a>)、<b>専任教員一覧</b><a href="https://www.u-sacred-heart.ac.jp/report-x850d/procs/alllist.php">https://www.u-sacred-heart.ac.jp/report-x850d/procs/alllist.php</a>（教育研究業績書へリンク）、大学基礎データ（様式7-2）、同（様式4-2）、同（参考-1）、聖心女子大学教員選考規程、聖心女子大学教員資格審査基準、聖心女子大学大学院担当教員選考及び審査手続規程、将来構想・評価委員会議事録要旨（教員組織の編制方針・教員像、平成26年第3回）、教授会議事録要旨（教員組織の編制方針・教員像、平成26年第4回）、FD協議会内規、平成24年度授業報告書（平成24年度FD協議会の概要）、履修要覧2014、シラバス2014</p>

## 4. 教育内容・方法・成果

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

大学基準協会による「点検・評価項目」
(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。 (2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。 (3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。 (4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。
大学の「到達目標」（H26.10.17）の達成度状況
<p>●学部では、教育目標および学位授与方針を見直した上、改めて明文化し、それらの適切性が定期的に検証されるシステムを構築する。</p> <p>平成25年度後期に、各学科・専攻で従来の卒業生像を点検、改訂し、学位授与方針についても、教育課程の編成方針、学生募集の方針とともに、従来のそれを点検、改訂したが、「定期的な検証」のためのシステム構築は今後の課題である。</p> <p>●研究科では、教育目標、「教育研究の目的と目指す修了生像」を見直した上で、学位授与方針を明文化し、それらの適切性が定期的に検証されるシステムを構築する。</p> <p>研究科では、従来から専攻ごとに「教育研究の目的と目指す修了生像」を定めて『履修要覧』に公表しており、平成25年度の点検・評価に際してその見直しを行った。次いで研究科ではWGによる検討と大学院将来構想・評価委員会での審議に基づき、平成26年2月19日の大学院委員会において大学院としての「学位授与方針」を定め、大学HP等に公表した。（「平成25年度第9回大学院委員会議事録」、大学HP「聖心女子大学大学院の三つのポリシー」、『履修要覧2014』）</p> <p>さらに、大学院専攻ごとの「教育研究の目的と目指す修了生像」の見直し・検証と、「三つのポリシー」の策定を行い、平成26年7月8日の大学院委員会において確定し、大学HP等に公表した。（「平成26年度第4回大学院委員会議事録」、大学HP「聖心女子大学大学院各専攻の三つのポリシー」、『聖心女子大学大学院案内2015』）</p> <p>学位授与方針と各専攻の「教育研究の目的と目指す修了生像」については定期的な検証の体制は未構築である。平成26年度内の策定を目指す。</p> <p>●学位授与方針に基づき、教育課程の編成・実施方針を、学部・研究科、全学科・専攻にわたって改めて明文化し、それらの適切性が定期的に検証されるシステムを構築し、有効に機能させる。</p> <p>（学部）平成25年度後期に、全学的な学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は点検、改訂したが、「定期的な検証」のためのシステム構築は今後の課題である。</p> <p>（大学院）研究科では、従来から専攻ごとの教育課程の内容については詳細な説明の文章が公表されてきたが、教育課程の編成・実施方針について明文規定がなかった。そこで、平成26年2月19日の大学院委員会において大学院としての「教育課程の編成・実施方針」を定め、大学院各専攻に関しても「教育課程の編成・実施方針」を平成26年7月8日大学院委員会において確定し、それぞれ、大学HP等に公表した。</p> <p>しかし、これらを検証するシステムは未構築であり、平成26年度内の策定を目指す。</p> <p>●課程修了にあたって修得しておくべき学習成果について、より具体化を図るための検討を推進する。</p> <p>（学部）平成25年度における各学科・専攻の卒業生像の改訂にあたって、そこに課程修了時に修得</p>

しておくべき学習成果を盛り込んだ。

（大学院）研究科においては大学院全体の「学位授与方針」と、各専攻の「教育研究の目的と目指す修了生像」並びに「学位授与方針」においてある程度、具体化が図られている。今後、一層の具体化を検討したい。

●理念に基づく教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針について、『履修要覧』、『学生生活』、『大学ガイドブック』、『大学院案内』などの印刷媒体ならびにホームページ等のインターネットによる周知方法の見直しを行い、大学構成員への周知を徹底するとともに、広く社会一般への公表、周知を図る。

（学部）平成25年度、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の見直しを行った際に、周知方法についても検討し、内容の同一性を確保しつつ、媒体の性格によって、それぞれで適切な形をとることを合意した。諸媒体のうち、とくに『大学ガイドブック』については、次年度版で『ガイドブック』の紙面からホームページへと誘導する「AR(augmented reality)」のシステムを導入し、印刷媒体とweb画面とを有機的に結びつける予定である。

（大学院）研究科に関しては、大学院の三つのポリシーを大学HP、『大学院案内2015』に、各専攻の「教育研究の目的と修了生像」を大学HP、『履修要覧2015』に、各専攻の三つのポリシーを大学HPに公表し、大学構成員並びに広く社会一般に対し、周知を図っている。

今後、大学院と各専攻の三つのポリシーは『履修要覧』にも掲載をする。

『大学院案内』はスペースの関係上、各専攻については現状どおり、専攻の目的と教育課程を詳細に説明する方式を踏襲し、誌面の工夫によりweb上で大学HPに誘導することとしたい。

大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題

●学部では、教育目標および学位授与方針の適切性が定期的に検証されるシステムを構築する。

平成25年度後期に、各学科・専攻で従来の卒業生像を点検、改訂し、学位授与方針についても、教育課程の編成方針、学生募集の方針とともに、従来のそれを点検、改訂したが、「定期的な検証」のためのシステム構築は今後の課題である。

●研究科では、大学院と各専攻の三つのポリシーと、各専攻の「教育研究の目的と目指す修了生像」の適切性を定期的に検証するシステムを構築する。

●学位授与方針に基づく教育課程の編成・実施方針の適切性が、学部・研究科、全学科・専攻にわたって定期的に検証されるシステムを構築し、有効に機能させる。

平成25年度後期に、全学的な学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は点検、改訂したが、「定期的な検証」のためのシステム構築は今後の課題である。

●課程修了にあたって修得しておくべき学習成果について、より具体化を図る。

平成25年度における各学科・専攻の卒業生像の改訂にあたって、そこに課程修了時に修得しておくべき学習成果を盛り込んだ。

●理念に基づく教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針について、『履修要覧』、『学生生活』、『大学ガイドブック』、『大学院案内』などの印刷媒体ならびにホームページ等のインターネットによる周知方法の見直しを行い、大学構成員への周知を徹底するとともに、広く社会一般への公表、周知を図る。

平成25年度、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の見直しを行った際に、周知方法についても検討し、内容の同一性を確保しつつ、媒体の性格によって、それぞれで適切な形をとることを合意した。諸媒体のうち、とくに『大学ガイドブック』については、次年度版で『ガイドブック』の紙面からホームページへと誘導する「AR(augmented reality)」のシステムを導入し、印刷媒体とweb画面とを有機的に結びつける予定である。

●研究科では、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果について、より具体化を図る。

●研究科では、大学院と各専攻の三つのポリシーを『履修要覧2016』にも掲載し、大学院構成員への周知を図る。

効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。
(学部) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果の明示等については、昨年度中にはほぼその見直しを終えた。 また、上記の方針等の周知方法についても、昨年度中に見直し、さらに『大学ガイドブック』については、新たな手法を導入して、効果的な周知方法を検討中である。 (大学院) 大学院全体ばかりでなく、各専攻も三つのポリシーを策定している。
改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。
(学部) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果等の検証システムの構築をはかる必要がある。 (大学院) 大学院修了時に身につけるべき学習成果が具体的でない。専攻ごとに設定できるよう、今後検討する必要がある。 大学院と各専攻の三つのポリシー等を検証するシステムの構築が急がれる。
将来に向けた発展方策
※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸ばさせるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。
(学部) 今年度中に、将来構想・評価委員会のもとで、検証システムの構築を目指す。 (大学院) 定期的な検証は、全学評価委員会と経営会議を中心とする大学全体の検証システムの中で実施する。大学院関係は、その前段階として、大学院将来構想・評価委員会を中心に、年度ごとの点検・評価のサイクルにあわせて実施することが適切であろう。
根拠資料
(学部) H26 (2014) 『履修要覧』、『学生生活』、ガイドブック、大学院案内 公式 HP_大学概要_情報公開、平成25年度将来構想・評価委員会第5回 (9/24) 第6回 (10/18) 第7回 (11/22) 平成25年度教授会第10回 (1/14) (大学院) 「聖心女子大学学則」「聖心女子大学大学院学則」「履修要覧」「シラバス」「開講科目一覧」『大学案内』『大学院案内』、大学HP、教授会議事録、大学院委員会議事録、将来構想・評価委員会議事録、大学院将来構想・評価委員会議事録など

## 4. 教育内容・方法・成果

## 教育課程・教育内容

大学基準協会による「点検・評価項目」
(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。 (2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。
本学の「到達目標」(H26.10.17)の達成度状況
●教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の開設の適切性が、学部・研究科、全学科・専攻にわたって定期的に検証されるシステムを構築し、有効に機能させる。 (学部) 開設する授業科目の適切性については、教務委員会と各学科・専攻で、次年度の開講科目を決定する際、定期的に検証している。 (大学院) 研究科全体としては、大学院委員会で毎年、学則別表の変更につき承認する際、定期的に検証している。また、平成26年6月10日大学院委員会において、大学院と学部との合同授業の在り方を検証し、今後実施する際には「シラバスにおいて合同授業であることを明記し、学習目標、評価方法をそれぞれの学位課程にふさわしい内容に改めて明確に区別する」ことを決定し、改善が行われた。(「平成26年度第3回大学院委員会議事録」) 各専攻では恒常的に授業科目開設の適切性を検証しており、特に次年度開講科目及び担当者の決定に際しては専攻の会議で検討、検証を行っている。
●教育課程の編成・実施方針に基づく履修系統図(カリキュラムマップ)を作成し、本学の特徴である基礎課程と専攻課程の連携についてよりわかり易く明示する。 履修系統図の導入についての検討は未着手である。
●全学必修科目、総合現代教養科目、専攻課程科目(専攻科目・関連科目)についてカリキュラムの体系をわかり易く示すために各授業科目の「ナンバリング」を導入する。 「ナンバリング」導入についての検討は未着手である。
●学士課程における初年次教育の充実を検討し、そのための体制を整備する。 平成26年度、収容定員増員による入学増加に伴い、第一外国語・第二外国語のクラスをそれぞれ1クラス増やし、平成27年度からは基礎課程演習も1クラス増やして28クラスにすることとした(教務委員会議事録)。
●副専攻については、その制度の性格上、より明確な教育課程の編成・実施方針の周知が求められるため、主専攻と同様に履修系統図(カリキュラムマップ)を作成し明示する。 学科が提供する副専攻については、カリキュラムマップは未着手である。一方、平成27年度から開始する「総合リベラル・アーツ副専攻」については、11月のジェネラルレクチャーで、その趣旨を大学全体の教育課程の特徴のなかで説明し、カテゴリごとの課題例、課題例に關係する授業科目を具体的に例示した。
●修士・博士前期課程においては高度で専門的な知識や技能、幅広い学識が修得できる教育課程の改善を進める。 各専攻での恒常的な努力を基本としており、概ね達成されている。研究科全体としては、大学院専攻代表委員会により大学院学生や各専攻を対象としたアンケート調査を実施しており、問題点の抽出、改善努力の共有化等に努めている。
●博士後期課程においては、さらに独創性をもって自立した研究活動を行うことができる教育内容の改善を進める。 上記と同様である。

大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題
<p>●<b>教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目開設の適切性が、学部・研究科、全学科・専攻にわたって定期的に検証されるシステムを構築する。</b></p> <p>(学部) 開設する授業科目の適切性については、教務委員会と各学科・専攻で、次年度の開講科目を決定する際、定期的に検証している。</p> <p>(大学院) 研究科全体としては、大学院委員会で毎年、学則別表の変更につき承認する際、定期的に検証している。各専攻では恒常的に授業科目開設の適切性を検証しており、特に次年度開講科目及び担当者の決定に際しては専攻の会議で検討、検証を行っている。</p> <p>さらに効果的な検証システムが策定できるか、平成26年度中に検討する。</p> <p>●<b>教育課程の編成・実施方針に基づく履修系統図(カリキュラムマップ)を作成し、本学の特徴である基礎課程と専攻課程の連携についてよりわかり易く明示する。</b></p> <p>履修系統図の導入についての検討は未着手である。</p> <p>●<b>全学必修科目、総合現代教養科目、専攻課程科目(専攻科目・関連科目)についてカリキュラムの体系をわかり易く示すために各授業科目の「ナンバリング」を導入する。</b></p> <p>「ナンバリング」導入についての検討は未着手である。</p> <p>●<b>副専攻については、その制度の性格上、より明確な教育課程の編成・実施方針の周知が求められるため、主専攻と同様に履修系統図(カリキュラムマップ)を作成し明示する。</b></p> <p>学科が提供する副専攻については、カリキュラムマップは未着手である。一方、平成27年度から開始する「総合リベラル・アーツ副専攻」については、11月のジェネラルレクチャーで、その趣旨を大学全体の教育課程の特徴のなかで説明し、カテゴリーごとの課題例、課題例に関する授業科目を具体的に例示した。</p>
効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。
<p>(学部) 平成27年度から開始する「総合リベラル・アーツ副専攻」について、教務委員会で履修モデルについて検討し、カテゴリーごとの課題例と、課題に関する授業科目を具体的に例示した『副専攻ガイド』を作成した。(根拠資料：教務委員会議事録、『副専攻ガイド』)</p> <p>(大学院) 教育課程の改善に関して、大学院学生や各専攻を対象としたアンケート調査を実施しており、有効に活用していきたい。</p>
改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。
<p>(学部) 開講科目の名称を整理した上で、カリキュラムマップ・ナンバリングの整備を行う必要がある。</p> <p>(大学院) アンケート調査の結果からは、少人数教育であることの効果とともに、課題も明らかとなっており、より改善を進めたい。</p>
将来に向けた発展方策
<p>※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸ばさせるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。</p> <p>(学部) カリキュラムマップ・ナンバリングの導入について、教務委員会で検討する。</p> <p>(大学院) アンケート調査結果を有効に活用し、さらに聞き取り等の手法も加え、他大学院の例も参照して一層精密な改善を図りたい。</p>
根拠資料
<p>(学部) 平成26年度教務委員会第4回(7/4) 第5回(10/3) 平成26年度教授会第6回(10/7)『副専攻ガイドブック(平成26年度入学用)』</p> <p>(大学院) 大学院委員会議事録、大学院専攻代表委員会議事録、『履修要覧』『シラバス』『大学院に関する調査』『「大学院に関する調査」に基づく改善報告書』『大学院の授業・教育方法に関する調査』</p>

## 4. 教育内容・方法・成果

## 教育方法

大学基準協会による「点検・評価項目」
<p>(1) 教育方法および学習指導は適切か。</p> <p>(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。</p> <p>(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。</p> <p>(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。</p>
本学の「到達目標」(H26.10.17)の達成度状況
<p>●<b>シラバスの記載項目、記載方法、内容を見直すことにより、学生の主体的な授業の事前準備を可能とし、カリキュラムマップとの整合性を示すことを目指す。</b></p> <p>平成25年度から、次年度授業担当者へのシラバス作成依頼のなかで、極力、事前・事後の学習について具体的に記載することを要請した。また、平成27年度シラバスから、授業担当者以外の第三者がシラバスの点検を行うよう要請する。(根拠資料：シラバス依頼文案)</p> <p>●<b>学修ポートフォリオを導入することにより、学生自らが学修過程を含めて達成度を評価し、次に取り組むべき課題を考えることができる機会を作り、支援する。</b></p> <p>平成25年度から、学修ポートフォリオに向けて教務委員会で検討しているが、実施には至っていない。</p> <p>●<b>GPA制度の導入により、学生に対する個別の学修指導等の充実をはかる。</b></p> <p>平成26年度から試験的にGPA制度を導入し、今年度中に履修取消制度を確定し、来年度から本格的な運用を始める。(根拠資料：教務委員会議事録)</p> <p>●<b>修士・博士課程における各専攻の研究指導、学位論文作成指導について、大学院としての検討確認をもとに、改善を図る。</b></p> <p>大学院全体として実施しているアンケート調査により、研究指導、学位論文作成指導についての課題が明確化された。この成果に基づき、平成26年6月10日の大学院委員会において全専攻での複数指導体制を確立し、平成27年度からは「研究指導計画書」を導入することが決定された。到達目標は達成された。</p> <p>(「平成26年度第3回大学院委員会議事録」)</p> <p>●<b>授業運営に関する教員個々の工夫や努力を促進、支援するFD活動を効果的に進める学内システムを整備する。</b></p> <p>平成16年度から実施している「学生による授業評価」にもとづく授業報告書の作成と、その教員・学生への公開を今年度も実施している。</p> <p>またFD協議会では、上記の方法以外のFD活動の方法について検討を始めた。(根拠資料：FD協議会議事録)</p> <p>●<b>研究科では、各専攻における授業内容・方法、研究指導、学位論文作成指導につき、実態調査、大学院学生からの要望調査等を踏まえて、改善を進める。</b></p> <p>大学院学生あるいは各専攻を対象に、大学院全体として実施しているアンケート調査により、問題点と課題が明確化してきた。大学院専攻代表委員会を中心に検討を進め、改善を図りたい。</p>

<p>大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題</p> <p>●シラバスを見直し、学生の主体的な授業参加を進めるとともに、授業内容・方法とシラバスとの整合性を検証する。</p> <p>平成25年度から、次年度授業担当者へのシラバス作成依頼のなかで、極力、事前・事後の学習について具体的に記載することを要請した。また、平成27年度シラバスから、授業担当者以外の第三者がシラバスの点検を行うよう要請する。(根拠資料：シラバス依頼文案)</p> <p>●学修ポートフォリオを導入し、効果的に運用する。</p> <p>平成25年度から、学修ポートフォリオに向けて教務委員会で検討しているが、実施には至っていない。</p> <p>●GPA制度を導入する。</p> <p>平成26年度から試験的にGPA制度を導入し、今年度中に履修取消制度を確定し、来年度から本格的な運用を始める。(根拠資料：教務委員会議事録)</p> <p>●修士・博士課程において研究指導、学位論文作成指導の改善を図る。</p> <p>すでに達成された。</p>
<p>効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。</p> <p>(学部) シラバスの見直し、GPA制度の導入など。</p> <p>(大学院) 大学院学生あるいは各専攻を対象に大学院全体として実施しているアンケート調査により、改善のための多くの手がかりが得られている。</p>
<p>改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。</p> <p>(学部) 学修ポートフォリオの早期の導入。</p> <p>(大学院) アンケートにより明確になった課題は多岐にわたる。専攻での取り組みのほかに、順次、大学院専攻代表委員会でも取り上げ、効果的に改善を進めたい。</p>
<p>将来に向けた発展方策</p> <p>※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸長させるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。</p> <p>(学部) 学修ポートフォリオについては、平成25年度後半に導入したGoogle Appsによるシステム構築を具体的に検討していく。</p> <p>(大学院) アンケート結果を有効に生かし、実際の改善、効果につなげたい。</p>
<p>根拠資料</p> <p>(学部) 「平成27年度シラバス記載内容確認のお願い」「シラバス記載例」平成26年度教務委員会第6回(11/7)平成26年度FD協議会第6回(11/7)平成26年度大学院委員会第3回(6/10)第4回(7/8)平成26年度大学院将来構想・評価委員会第2回(4/25)</p> <p>(大学院) 大学院委員会議事録、大学院専攻代表委員会議事録、『履修要覧』『シラバス』『大学院に関する調査』『「大学院に関する調査」に基づく改善報告書』『大学院の授業・教育方法に関する調査』</p>

## 4. 教育内容・方法・成果

## 成果

<p>大学基準協会による「点検・評価項目」</p> <p>(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。</p> <p>(2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。</p>
<p>本学の「到達目標」(H26.10.17)の達成度状況</p> <p>●課程修了時における教育成果を客観的に示す指標の開発を検討する。</p> <p>(学部) 平成25年度に学位授与方針や、各学科・専攻における卒業生像の見直しを行ったが、課程修了時における教育成果を客観的に示す指標の開発の検討は未着手である。</p> <p>(大学院) 研究科の場合、①学位論文の水準、②修了者の資格・免許取得状況、③修了者の進路状況、④社会での活躍の状況、⑤修了者の自己評価、⑥進路先での評価、⑦外部関係者による評価、⑧ベンチマークを設定したルーブリック評価などが指標として考えられる。①②に関しては、毎年把握しているはずだが、その蓄積による比較、評価、検証が不足している。③④については教育機関として本来把握していなければならないが、組織的な情報収集が不足している。⑤は比較的早期に実施可能である。⑧は部分的に実施する事も可能であろう。</p> <p>大学院専攻代表委員会でもWGを作り、キャリアセンターの協力を得て修了者の進路状況の確認と進路支援を行っており、進路状況や活躍ぶりが比較的良好であることが判明してきた。今後着実に成果を重ね、対外的に発信し、修了生の組織化の可能性を探りたい。</p>
<p>大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題</p> <p>●課程修了時における教育成果を客観的に示す指標の開発を検討する。</p> <p>(学部) 平成25年度に学位授与方針や、各学科・専攻における卒業生像の見直しを行ったが、課程修了時における教育成果を客観的に示す指標の開発の検討は未着手である。</p> <p>(大学院) 上記に同じ。</p>
<p>効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。</p> <p>(大学院) WGの検討が進み、修了者の進路状況は次第に明確になってきた。個人情報に配慮しつつ、大学院として進路情報を継続的に共有する事も平成26年度より可能になった。また、大学院学生を対象とするキャリアガイダンスも平成25年度より新たに始められた。キャリア指導の専門家からの意見聴取も行っている。</p>
<p>改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。</p> <p>(学部) 教育成果を客観的に示す指標の検討を早急に開始する。</p> <p>(大学院) 今後、教育成果を客観的に示す指標の開発をさらに進める。</p>
<p>将来に向けた発展方策</p> <p>※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸長させるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。</p> <p>(学部) 教育成果を客観的に示す指標を開発するために、他大学の事例を広く集める必要がある。</p> <p>(大学院) 今後、教育成果を客観的に示す指標の開発をさらに進め、大学院教育の改善と入学者の確保につなげたい。</p> <p>他大学院の事例も参照し、WGを中心に進めてきた進路支援と進路情報の把握をさらに実際の状況改善に生かしたい。</p>

## 根拠資料

(大学院) 大学院専攻代表委員会議事録、大学院修了者の進路状況資料(非公開)、大学院学生対象のキャリアガイダンス配布資料

## 5. 学生の受け入れ

## 大学基準協会による「点検・評価項目」

- (1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。  
 (2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学選抜を行っているか。  
 (3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。  
 (4) 学生募集および入学選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

本学の「到達目標」(H26.10.17)の達成度状況

(入学管理)

●学部では、学生の受け入れ方針は「入学定員の充足」を到達すべき最大の目標とする。この「入学定員の充足」という目標を達成するため、ないしはこの目標を前提に置きつつ、以下の到達目標を置く。

⇒平成26年度から教育学科初等教育学専攻の収容定員増を行い、入学定員では15名の増となったため、これに対応した学生募集計画を立てた。

●学生募集においては、ガイドブック等の印刷物と大学公式ホームページやfacebookの活用、オープンキャンパスへの参加者勧誘と入学者数の多い高等学校への働きかけの強化を図る。

⇒平成26年度からの学科改組、収容定員増を周知するためのパンフレットを大学ガイドブックとは別に作成して配布し、大学公式ホームページでも新しい教育組織についてわかりやすく説明するためのページを設置した。

(根拠資料：学科改組の開設パンフレット、大学ウェブサイトの新教育組織の説明ページの画面)

⇒大学公式ウェブサイトの主要なページを、時代の要請に応じてスマートフォン対応に改訂した。

(根拠資料：大学ウェブサイトのトップページのスマートフォン対応の画面)

⇒大学の行事をリアルタイムに知らせるため「聖心 Topics」という Twitter ページを作成して配信を始めた。

(根拠資料：聖心 Topics Twitter の画面)

●本学が求める学生を明確に示すため、本学の特色を生かした広報面の工夫と学生の受け入れ方針のガイドブックおよび大学公式ホームページへの明記を継続する。

●リベラル・アーツ教育を旨とする本学では、高等学校までに修得しておくべき知識を固定化することは難しいため、入学試験別に多面的な評価視点を設定して受験生を多様な側面から評価する工夫の継続的な改善を行う。

⇒入試委員会で、「高等学校で履修すべき科目・資格等」について文案を検討し、これを将来構想・評価委員会で「学生の受け入れ方針」のなかに取り入れ、明示する方法を検討している。

(根拠資料：入試委員会議事録、将来構想評価委員会議事録)

●学生募集および入学選抜の公正かつ適切な実施、検証についての PDCA サイクルとして、既に、学長、各副学長、副学長補佐、各学科専攻の代表、事務局長で構成された入試委員会を中心として、教授会による確認体制を確立しているが、この適切な運用により継続的な改善を図る。

⇒各入試が終了するごとに、入試委員会・教授会で運営の見直しをした。

(根拠資料：入試委員会、教授会議事録)

●入学選抜を安全かつ適切に実施するため、既に、学長を総責任者とした、副学長(学務担当)、副学長補佐(入試担当)の体制による入試事故を未然に防ぐ体制を確立しているが、その適切な運用

を図る。

⇒全入試で、学長、副学長(評価・大学院担当)、副学長(学生担当)、副学長(学務担当)、副学長補佐(入試担当)、事務局長の6名による入試本部を、入試事故の防止に努めた。

●**入学者選抜における透明性を確保するため、志願者数、受験者数、合格者数、合格最低点等のデータを、ガイドブックや大学公式ホームページに掲載、障がいのある学生の受験については大学入試センター試験に準じていることの学生募集要項等での公表を継続する。**

⇒入試データを公表。また障害等のある受験生については、募集要項の規定に則り、条件が許す限り受験を認めるよう、検討している。

(根拠資料：ガイドブックの入試データページ)

●**大学院の学生受け入れ方針に基づき、大学院修士・博士前期、博士後期課程の入学者率を向上させる。**

⇒大学院の学生受け入れ方針を明文化し公表した。

(在籍管理)

●**収容定員に対する実際の在籍者数の状況を常に把握し、問題が生じる可能性を早期に発見して関係部署と協議し、改善を図る。**

⇒安易に退学に至らない為に、学期ごとに教務課からは出席状況、単位取得状況の情報提供を、経理部からは学費納付状況のデータ提供を受け、学生の抱える問題点を早期に把握し、対処している。

大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題

●**学生受け入れの適切性を検証する体制を整備する。**

⇒各入試ごとに、試験終了後に審査委員会を開催し検討するとともに、教授会で審査委員会の意見を精査しつつ合格者を決定した。

●**「入学定員の充足」のために効果的な諸施策を講ずる。**

⇒入試委員会で、学生募集のための広報活動や各入試の見直しについて検討している。

●**大学院の学生受け入れ方針を明確化するとともに、入学者率の向上のために効果的な諸施策を講ずる。**

⇒大学院の学生受け入れ方針を明文化し公表した。

効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。

平成26年度入試においては入学定員の充足を達成できた。

改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。

現在まで実施した入試において、平成26年度に比べ志願者数が減少しているものがいくつかあり、これについての改善が必要である。また障害等のある受験生への対応については、一層の改善を図りたい。

将来に向けた発展方策

※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸ばさせるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。

平成26年度入学者からの収容定員増にともない、入学定員の充足はこれまでより厳しくなることが予想されるため、高校生や高等学校に対する広報の一層の強化を入試委員会で検討する。特にリベ

ラル・アーツ教育の具体的内容と、その重要性を認知してもらうための広報の方法を検討したい。

根拠資料

## 6. 学生支援

## 大学基準協会による「点検・評価項目」

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

## 本学の「到達目標」(H25.10.25)の達成度状況

●大学の理念に基づき、学生の実態を踏まえて、学生の修学支援、生活支援、進路支援に関する方針を定め、教職員で共有する。

本学の理念に基づく学生支援方針の明文化が平成26年度の課題であったが、平成26年度の学生委員会で集中的に審議を行い策定された(平成26年度第1回～第4回学生委員会)。学生支援方針はさらに将来構想評価委員会で検討された後、教授会で承認された。本学HPに掲載し、教職員で共有している。

●障がいのある学生、留年、休学、退学等の懸念のある学生を迅速に把握しフォローできる組織的な体制の整備、充実(「学生支援ネットワークの会」の拡充、強化)

学生生活課、教務課、交流連携課、健康サービスセンター等で構成する横断的事務部門の学生支援ネットワーク(学務担当副学長、学生担当副学長も参加)により、障がいのある学生についての情報共有を図り、受け入れ態勢を整えている。また、発達障がいのある学生への全学的な対応に関して学生支援ネットワークで検討がなされた。障がいのある学生の申出により発行される修学支援パスポートは平成26年度に2件の取扱がある。

●学生の能力に応じた補修・補充教育の在り方を検討する。

全学共通科目の第一外国語(英語)では、留学生を対象とした補修授業を週1時間行い、同じく留学生の第二外国語(日本語)でも、メディア学習支援センターで補修授業を行っているが、授業の体制や、補修の対象学生などについて、まだ検討の余地がある(教務委員会)。

1年次生については、1年次センターが中心となり基礎課程演習、1年英語、第2外国語の必修科目への出席状況を把握し、教員と連携して学生支援を行っている。

レクリエーションルームの改装が平成25年度の文部科学省私立大学等改革総合支援事業として採択され、平成26年3月に完了した。現在はアクティブラーニングの場として大勢の学生の集いの場となっている。

●経済的に不安定な学生の修学支援を図るために、給付奨学金(震災減免奨学金を含む)の見直し及び新設と、提携教育ローンの拡充を行なう。

平成23年度より東日本大震災による被災者学生への授業料減免を実施している。平成26年度は8名に対して学費の減免を行っている。

また、聖心女子大学振興基金の設立により、給付奨学金の原資が確保され、学生委員会にて経済的支援を必要とする学生対象と優秀な学生対象の新たな給付奨学金制度が設立された(予定)。信販会社3社と教育ローンを提携、保証人などへ学費資金の支援を行っている。

●優秀な学生への顕彰的奨学金(聖心女子大学マグダレナ・ソフィア・バラ賞)について、広報を図るとともに、本来の目的にふさわしい学生の選考方法を検討する。

平成26年度の顕彰的奨学金であるマグダレナ・ソフィア・バラ賞は広報活動を強化するとともに、各学科教員に推薦を依頼し申し込みは例年と比べ倍増した。しかしながら、本来の顕彰的趣旨

を深めるため現在、学生委員会にて現行の奨学金制度と合わせて見直しを審議中である。

●語学研修・留学制度をいっそう充実させ、国際センター、国際化委員会を活用して国際交流活動をさらに活発化する。

平成26年3月にドイツの候補校であるボン大学およびその周辺地域等の視察を行い、7月に推薦留学の協定を締結し、来年度からの派遣留学生も決定した(平成26年度第1回学生委員会、平成26年度第8回教授会)。

また、第2外国語の中で、唯一交換・推薦留学の協定先の無いスペイン語圏の大学への協定締結に向けて協議中である。さらに、第2外国語のうち受講生の多いフランス語圏への留学を考える学生の多くがパリの大学を希望することを鑑み、パリもしくはパリ近郊の大学での新規協定校についても協議中である。平成26年度内での、スペイン・パリの協定候補校への視察、平成27年度協定締結および募集、平成28年度派遣を予定している(平成26年度第2回、第4回、第6回学生委員会)。

なお、国際化委員会において、留学生への新たな給付奨学金制度が設立された(予定)。

●1年次生を対象とするジェネラルレクチャーを通して、建学の理念、「聖心スピリット」、初期学修等の修学支援を図っていく。

1年次センターを中心に1年次生の修学支援、生活支援全般の充実を図っている。特に、ジェネラルレクチャーについては、平成25年度に引き続き、1年次生に建学の理念でもある「聖心スピリット」を伝えつつ、大学でのキャリア構築の支援を行った。幅広い分野の講演を実施、主題としては聖心スピリットに係わるもの3回、心身の健康・安全4回、聖心の教育と研究者に係わるもの9回、社会活動・学問・芸術(諸分野で注目すべき高水準の活動をしている人)に係わるもの4回のジェネラルレクチャーを開催した(平成26年度第1回、第5回学生委員会)。

●授業時間外の学生の大学内での自主的な学習や活動のための居場所を確保するために、レクリエーションルームの改装に引き続き、学食や学生ラウンジの整備を検討する。

学生アンケートでの要望を受けて、レクリエーションルームの改装を検討するワーキンググループを学生会役員と教員で組成し改装案を策定した。この計画は私立大学等改革総合支援事業として採択され、平成26年3月に工事が完了。アクティブラーニングの拠点として機能している。また、学生ラウンジを学生の自主的学習、活動の拠点となるように整備しつつ、学生食堂の機能については引き続き検討していく。

●学生の心身の健康、進路、修学相談等に関する多様な相談に対応できる部署横断的ワンストップ型の相談窓口を確立する(「ハートネットステーション」の設立)。

平成25年4月から各部署の協力・連携により部署横断的ワンストップ型の相談窓口としてハートネットステーションを試験的に開始した。その後、設置場所、開設時期・時間等に試行錯誤を繰り返しながら継続してきたものの、利用者数は4月の新入生のオリエンテーションの時期(主には学内案内、履修登録相談)を除くと月間でも数名に留まった。学生支援ネットワークの会で検討の結果、常設の開設は一旦取りやめ、オリエンテーション期間での新入生向け学内案内、履修案内、学科専攻時期での情報提供などの時期的支援活動に変更することとなった(平成26年第4回学生支援ネットワークの会)。

●災害に備え、学生の安全確保のための取り組みを推進する。

平成26年度も災害救援ボランティア講座に学部学生5名、学寮生5名が参加、普通救命講習(AED講習)には聖心祭実行委員、学寮生38名が参加している。また、大学の行事にあたっては、学生の



安全確保のために、緊急放送の体制を整えるとともに、災害時に備えての避難誘導體制を整備している。

災害時の安否確認のため、情報化推進プロジェクトチームと連携しUSH-CLOUDを利用した安否確認システムを構築、26年2月にテスト送信を実施した。

**●学生生活課、学生相談室、ハラスメント委員の三者がさらに密接な連絡をとりつつ各種ハラスメント防止を強化する。**

平成26年度のハラスメント防止委員会（平成26年度第1回、第2回ハラスメント防止委員会）において、「ハラスメント防止等に関する規定」を整備し、「苦情相談への対応についての指針」を新たに作成し、ハラスメント相談の記録保管の方法等が検討された。また、本年度もハラスメント委員会の主催の講演会を開催し（平成27年2月19日予定）、教職員にハラスメント防止の心構えを周知することになった。

平成26年度中にあった相談については、各部署が十分な連絡を取り合いながら解決を図った。

**●学生が安全かつ有効な課外活動ができるよう、課外活動の顧問やコーチの役割を明文化する。**

平成26年度には、前年度中にコーチの申請書や依頼等の書式を改定し、これを使用することにより、顧問およびコーチの役割を明確にしながら運用することができた。また、各顧問あてに、顧問の役割を明文化した依頼文書を送付した（平成25年度第6回学生委員会）。

**●学寮の運営についての検討（学寮開寮期間、学寮費）を行い、学寮の改革に向けて教育寮、国際寮としての本学学寮のあり方を整理する。**

新学寮建設のために「学寮の施設整備に関するワーキンググループ」が設置され、今後の教育寮、国際寮としての学寮について、管理運営・学生による自治組織・開寮期間・設備・建設地など、他大学の学生寮を参考にしながら検討を重ねた（平成26年度第1回～第5回ワーキンググループ会議）。平成26年7月、聖心女子大学キャンパス整備検討会に提案書を提出した。

**●学内インターンシップの制定を受けて始めた学生スタッフ制度を、学生にとってキャリア形成の一つのチャンスとなるように内容の充実をはかる。**

平成25年度12月に学内インターンシップの事前事後講習を実施し、運用についての問題点を洗い出し、キャリア委員会にて協議した。

キャリア委員会での検討結果を受け、事前研修をDVD視聴とした。学内ネットに掲載し、学生が好きな時にパソコンやスマートフォンで事前研修を受講できるようにし、学内インターンシップ制度に参加しやすい環境を整備した。また、自己評価シートを提出毎に修了証を発行し、参加のモチベーションアップおよび維持に繋げることとした（平成26年度第1回、第2回、第3回キャリア委員会）。

**●学科教育および課外活動を含めた大学4年間のすべての活動を通してのキャリア形成を重視し、キャリア委員会とキャリアセンターとの連携により、全学的に本学学生のキャリア形成を支える。また経済状況や倫理憲章等により刻々変わる就職活動を取り巻く状況に合わせた支援を行い、就職率の維持向上を目指す。**

正課の授業におけるキャリア形成支援については、キャリア委員会の審議・策定を経て、全学的に展開させている（「女性とキャリア形成」（全学年対象）、「キャリアデザイン入門」（1～3年次生対象）等）。

正課外の支援については、キャリアカウンセラーと学生との1対1のキャリアカウンセリングを重視し、学生の個々の事情に合わせた対応に努めている。また、キャリアセンターとキャリア委員

会およびキャリアカウンセラー等とが連携しあって、学年を問わず、学生の支援にあっている。これらの支援プログラムは、「資格取得ガイダンス」（全学年対象）、キャリアセミナー（1,2年次対象/各学年別）、「就職活動スタートセミナー」（3年次生対象）、「エントリーシート対策講座」（3年次生対象）、「採用試験対策講座」（3年次生対象）、公務員セミナー（全学年）、教員セミナー（全学年対象）等である。

この他にも、学生の様子や相談内容を反映させてセミナー内容を変更し、また新規にセミナーを開設した。大学懇談会と同時開催で「保護者のための就職ガイダンス」を実施し、昨今の就職環境の理解を求めた。

**●大学院修了者のキャリア支援を強化する。**

大学院学生のみを対象とした就職ガイダンスを、平成26年度は5月の連休明けに実施し、大学院学生に対する、キャリアカウンセラーをはじめとしたキャリアセンターの認知度の早期アップに努めた。

**●学生支援の適切性を定期的に検証し、改善につなげていく。**

学生支援の適切性の検証のために、学生委員会内に学生支援検証小委員会を設置した（予定）。また、学生会役員会と共同で、卒業する4年生を対象としたアンケート調査を行ない（平成27年3月予定）、その結果を小委員会で検討し、学生支援の検証に役立てる。

**大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題**

**●学生生活支援の方針を定め、教職員で共有する。**

**●補修・補充教育の必要性を検討する。**

**●ハートネットステーションの設置場所、設備、人員を確保する。**

**●「学生支援ネットワークの会」で速やかな問題解決を図り事務部署間で連携を強化する。**

**効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。**

- ・授業時間外に学生が自由に学修し活動できるための場としてレクリエーションルームの改装が実現し、学生の集いの場となっている。
- ・学生委員会により学生支援方針が明文化され、教職員で共有している。（平成26年度第1回学生委員会～第4回学生委員会、第5回将来構想・評価委員会、第5回教授会）
- ・聖心女子大学振興基金の設立により、給付奨学金の原資が確保され、学生委員会にて新たな給付奨学金制度が創設された。1年次から4年次の各学年向けの給付奨学金が整備された。また留学生への給付奨学金制度が創設された。（平成26年度第1回学生委員会～第〇回学生委員会）
- ・学内褒賞制度が創設された（予定）。（平成26年度第3回学生委員会～第〇回学生委員会）
- ・ドイツのボン大学と推薦留学協定の締結に至り、平成27年度の派遣留学生も決定した（平成26年度第1回学生委員会、平成26年度第8回教授会）。

**改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。**

- ・情報化推進プロジェクトチームと連携し、災害に備えた安否確認の精度を高めていく（平成25年度第10回教授会）。
- ・標準の在籍年限を越えて在学している学生を早めに捕捉し、できる限り4年間の在籍年限で卒業できるように、経済的な支援を含む、きめ細かな支援を行なう。

**将来に向けた発展方策**

※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸長させるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。

- ・学生のアクティブラーニングの場の一つとしてレクリエーションルームの改装が実現したが、さらに、このような場所を他にも学内に増やし、学生にとって居心地のよい学修、生活環境を整える。現在進行中のキャンパス整備計画に、学生意見等を取り入れて、学修、生活環境を整えていく。
- ・学生支援ネットワークの会を発展させ、学生サポート体制の充実を図っていく。障がいのある学生への面談等を通して、適切な学生サポート体制へと改善していく。
- ・学内インターンシップ制度の認知度を高め、参加を促す。学生への情報発信を早期に行なっていく。また事前および事後研修等や修了証などを工夫し、さらなるモチベーション強化を図っていく。

**根拠資料**

学生委員会議事録、学生支援ネットワークの会議事録、健康サービス委員会議事録  
学寮委員会議事録、学寮の施設整備に関するワーキンググループ議事録  
キャリア委員会議事録、ハラスメント防止委員会議事録、国際化委員会議事録、

ハラスメント相談の手引き（2014年1月改訂版）、ハラスメント相談における対応のポイント、苦情相談への対応についての指針、ハートネットステーションの掲示、アンケート集計結果、記録（日誌）、課外活動「クラブコーチについて」、学内インターンシップ修了証

## 7. 教育研究等環境

大学基準協会による「点検・評価項目」

- (1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。
- (2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。
- (3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。
- (4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。
- (5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学の「到達目標」(H25.10.25)の達成度状況

## ●教育研究等環境の整備に関する方針を定める。

教育研究等環境の整備に関する方針(案)を定め、大学ホームページに公開予定(12月予定)(平成26年度第7回将来構想・評価委員会、第9回教授会/予定)。

●開学65年を経て老朽狭隘化した校舎・設備等の改築、改修を計画的に推進することを目的に、キャンパス整備計画の策定を行う。具体的な着工については、同計画に基づき適時実施するが、その際、バリアフリーや耐震性等に注意するとともに、学内の歴史建造物の適正な維持管理、自然環境との調和等にも十分配慮する。

平成25年度に立ち上げたキャンパス整備検討会の中間まとめに沿い、活動2年目となる今年度において、キャンパス整備の基本計画策定のため、今後の建物整備の手順等を示す複数の移行計画や、整備可能年次の提示等の作業を担うパートナー企業の選定準備を進めた。その後、キャンパス整備検討会にて複数社のコンペによって1社を選定(平成26年9月の第8回キャンパス整備検討会)し、検討を進めている。またこれと並行して、整備が急がれる学寮について、キャンパス整備検討会の下に学寮WGを設置し、数回の検討会議を経て施設整備の提案書をまとめた(平成26年7月報告)。

●教育用情報機器等、情報化の推進については、現在、情報化推進プロジェクトチームによる検討と実際の作業が行われているが、その後の推進体制としては、基本的に現チーム構成のコンセプトを維持しつつ、全学の情報機器の計画的な導入等を調整し、企画実施する組織として情報化推進本部(仮称)を構想する。同本部は、学長の指揮のもと、機動的な全学組織として設置する。これに伴い関係事務組織を再編する。

情報化推進プロジェクトチームによる1年半の活動により、本学における情報化戦略や継続的な運用のための組織、その具体的な内容についても明らかになった。来年度以後の具体的な戦略として、意思決定を中心とした情報化推進委員会(プロジェクトチーム方式)を経営会議のもとに置くとともに、その推進的運用のために、現情報システム課の組織を再編成し、情報企画推進課としてそのもとに、新たに情報企画室を設置し事務的な対応を行うことを原案として、来年4月以後の再編に向かって調整をはかっている。

●平成25年度中に計画している学生向けの多目的スペース(クリエイティブ・ラーニングルーム)の改修を実現し、有効な活用を図る。

平成25年度の私立大学等改革総合支援事業への採択により、学生の意向を反映する形でレクリエーションルームの改修が同年度中に実現し、クリエイティブ・ラーニングルームとして積極的に活用されている。

●大学環境として必要な校地校舎の確保はもとより、安全安心で良好なキャンパスアメニティの整備に向けて、キャンパス整備計画の中に必要事項を適切に位置づける。これにあわせて、学内の歴史建造物についても、上記のとおり適正に維持保全を図るとともに、本学自身の歴史に対する理解の増進に資するよう、活用方法等を検討する。

上記のとおり、キャンパス整備検討会において、優先度を見極めつつ大学建物の整備を進めることとしているが、学内の歴史的建造物でありながら老朽化が進んでいるパレスについては、整備の前提として耐震診断に着手しており、この結果を踏まえて今後の整備計画を早急に検討する方針で

ある。(平成26年10月学校法人本部決裁)

●**学習図書館、研究図書館としての機能を果たす大学図書館の位置づけを明確にする。**

大学を構成する施設として必要となる蔵書数、図書館職員数等の数値データによる従来から求められている図書館機能の観点に加えて、学習支援や教育研究にいかんにかに貢献するかという観点からの図書館機能の強化を図った。具体的には、1. 学生の授業・学習活動への支援、2. 研究者の活動に即した支援、3. Web環境を含めたコレクション構築、4. インターネット環境への対応、5. 情報リテラシー教育への関わり、6. ラーニング・コモنزの設置・運営、7. 図書館委員会活動による各学科・専攻との連携、8. 関係者へのサービス拡大と広報などの活動を行い、図書館に求められる機能・役割を果たしている。

●**学士課程教育のアクティブ・ラーニングへの転換への取組みを推進するために、学生の主体的な学修のベースとなる図書館の機能強化を図る。**

学生の授業時間外における自主的な学修における時間と質の確保のためにツール・場所を整備することを目標とした学術情報基盤の整備を行なっている。具体的には、1. ラーニング・コモنزの整備、2. 大学院学生による下級生指導、3. 学生の動向を反映させた教育支援の展開などが挙げられる。

●**教育研究用図書、雑誌の体系的収集による図書館蔵書の充実と、オンラインデータベース、電子ジャーナル、電子書籍等電子媒体の導入による学習・研究支援機能の向上を図る。**

本学図書館はその基本的役割として、主に紙媒体として刊行される人文社会科学分野の学術図書・雑誌の収集、蓄積、提供に留意する必要がある。これらのコレクション構築については、学問分野の細分化・学際化が進むなかで、教員や学生など利用者のニーズを踏まえつつ、教員のみならず図書館職員が積極的にその役割を果たしている。又、電子ジャーナルをはじめとする電子情報源へのアクセスを保証することは大学図書館の基本的な課題であり、コンソーシアムの構築・運用を通して多様な電子ジャーナルへのアクセスを実現している。

●**学習・研究環境の充実を図るために図書館情報システムの機能を強化する。**

所蔵する図書、雑誌等に関する情報をOPACとして組織化し学術情報基盤として運用してきたが、加えて、他大学図書館・機関が所蔵する資料、機関リポジトリのデータ、インターネット上の学術情報などについて統合的に扱い、ナビゲートすることが可能なディスカバリーシステム構築を目指している。

●**図書館ガイダンスを情報リテラシー教育と位置づけて、規模を拡大して実施する。**

図書館ガイダンスは、図書館が主体となって取り組んでおり、新入生に対する初年次教育の中核的授業である「基礎課程演習」をはじめ、「2年英作文」全クラス、他ゼミクラスにおいても、毎年継続してガイダンスを実施している。図書館職員は、ガイダンス内容の開発・改善や実施を教員と協力して企画するだけでなく、直接授業を担当することが定着している。学生へのアンケート結果は学内で公表し、又結果を分析し次回ガイダンスに反映させている。

●**開架書架の配置見直しと蔵書を集約化する自動書庫の導入により、図書館内空間の有効活用を推進し、学習・研究環境として魅力的なスペースを創造する。**

アクティブ・ラーニングを効果的に展開するために、ラーニング・コモنز空間の拡大が急務であるが、図書館の建物が狭いためスペースの確保が難しい。検討すべきスペース確保の具体的方策として、1. 稼働率の高い書籍、授業に関連する参考図書や貴重書などの各資料群に対し、紙媒体での提供を維持する必要性の有無を検討し、その必要が低いものについてはデジタル保存を図りつつ、除籍するなど、紙媒体資料蓄積の抑制に取り組む、2. 書庫に関しては、蔵書を集約化する密集書架を導入し、稼働率の低い紙媒体資料等を収容するなどにより、省スペース化を図る、の2点を掲げ、具体的なプラン作成を行なっている。

●**機関リポジトリのコンテンツ充実により論文等のオープンアクセスの推進を図り、教員・学生への学術情報提供の利便性を高めるとともに社会貢献に寄与する。**

本学では、「聖心女子大学学術リポジトリ」を構築し、研究者自らが論文等を搭載していくことにより学術情報流通を改革するとともに、その公開の迅速性を確保している。同時に、本学図書館では大学等における教育研究成果の発信を実現し、大学の教育研究活動に関する社会に対する説明責任の保証や、知的生産物の長期保存などを図っている。大学が刊行する「聖心女子大学論叢」に加えて博士学位論文のリポジトリ構築を実現している。

●**教学面における支援であるとともに、若手研究者の育成に資するTA、RA等の充実、科研費受給者に対する支援事務等は引き続ききめ細かな推進を図る。**

TAについては、平成24年度26名、平成25年度22名、平成26年度30名、RAについては平成24年度1名、平成25年度3名、平成26年度3名となっており、制度的な定着が認められる。

TA、RAが単なる財政的修学支援にならないよう、若手研究者の育成という原則を徹底し、しっかりとした授業計画、又は研究計画を作成して質を担保し、その中でTA・RAの役割等を明確化するよう、適宜、注意喚起している(平成26年度第1回大学院専攻代表委員会)。また、学内手続き(申請書式等)の見直し整備やJSPSポストドクター制度への申請等は引き続き支援を行う。

科研費受給者については、研究代表者15名他研究分担者を含む全員と事務担当者が、小規模大学のメリットを生かしたフェーストアップフェースのきめ細かな対応をしており、研究者と事務担当者間での問題発生等はなく円滑な事務運営が行われている。

●**外部資金等の獲得と適正執行のための情報提供、説明会による注意喚起、他大学の事例等によるケーススタディ等を通じて、研究倫理の問題を取り上げるとともに、研究倫理規程の整備と研究倫理委員会(仮称)の設置を図る。**

外部講師(文科省学術研究助成課課長補佐)による科研費申請推進のための講演会(平成26年7月22日開催)、事務局による科研費の適正執行のための事務説明会(平成26年7月8日開催)を実施し、情報提供等を行った。

「研究倫理指針」及び『人を対象とする研究』ガイドラインについては、大学院将来構想・評価委員会を中心に慎重に議論し各学科・専攻に周知したうえで作成し、「研究倫理委員会規程」を定めた。これらに基づき、学科ごとに研究倫理細則を定めて学科単位で研究倫理審査が行える体制を整備した(平成26年度第1～6回大学院将来構想・評価委員会、平成26年度第5回大学院委員会)。

大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題

●**教育・研究等の環境整備方針を定める。**

教育研究等環境の整備に関する方針を定め、大学ホームページに公開予定(12月予定)。

●**キャンパス整備計画を策定する。**

上記のとおり、キャンパス整備検討会の運営を通じて、整備計画の策定に向けた作業を予定通りに継続している。

●**本学全体の情報化推進体制を確立する。**

この2年間の活動・作業をもとに、来年度より、意思決定組織、運用事務組織を整備して、情報化推進体制を図ることになる。具体的な体制案は上記のとおりであるが、特に、情報企画推進課では、情報化戦略の立案に関する事項、情報化予算に関する事項、情報化企画推進のためのソフト開発・環境整備、情報システムの適正利用に関する事項など、情報化の推進に関する事項を所掌して、推進体制を整えることになっている。

●**クリエイティブ・ラーニングルームの改修を実現する。**

上記のとおり、平成25年度中にレクリエーションルームの改修を実施済みである。

●**大学院を中心に検討し、本学における研究倫理に関する規程、委員会を設置する。**

上述の通り、「研究倫理指針」、「人を対象とする研究」ガイドライン」及び研究倫理委員会規程を定め、また、学科ごとに研究倫理細則を定めて学科単位で研究倫理審査が行える体制を整備した。効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。

- ・大学の教育研究の体制そのものが電子的環境を強めつつあるなか、図書館は、学術情報基盤であるとの認識に立って、大学の情報戦略についてイニシアチブを発揮することが重要と考えられる。毎年度の、事業計画・報告を積み重ね、図書館の果たすべき役割を継続して検討・実施してきた結果、大学内における図書館の位置づけが明確化しつつある。
- ・ラーニング・コモンズは、学生に人気があり利用者が絶えない。特に PC ブース、貸出用 PC の需要が多く、学生が授業時間以外に学修していることを裏付けている。又、リフレッシュ・コーナーでは、昼食をとる学生が多く見られ、精神的な面からも学生の“居場所”になっている。
- ・厳しい財政状況下、電子ジャーナルやデータベースへのアクセス環境を維持し、教員・学生に対してインターネット等の情報利用環境を支障なく提供している。
- ・図書・雑誌の所蔵情報に加えて論文記事等の学術情報の収集機能を強化しつつ、他大学機関との相互利用サービスを維持している。
- ・学部初年次に、「基礎課程演習」全クラスで、図書館利用ガイダンスを受けることで、学生は、中・高等学校で得た情報の収集・処理・発信に関する基礎的な知識の獲得にとどまらず、情報を探索し、分析・評価し、発信するスキルを高めるための一歩を踏み出すことができています。
- ・機関リポジトリ構築の進展により、大学情報の可視化、オープンアクセスによる社会貢献に寄与している。
- ・TA 及び RA が実効性のある制度として定着化した（平成 26 年度 TA 30 名、RA 3 名）。
- ・科研費に応募する研究者が増加傾向にある（平成 27 年度応募者 11 名、平成 26 年度 9 名、平成 25 年度 8 名 専任教員のみ）

改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。

- ・アクティブ・ラーニングの推進において、図書館が教育面でより積極的に関与していく観点から、教材等の資料作成をサポートしていく体制を構築すべきであるが、資料を教員と協力して作成するところまでは踏み込めていない。
- ・大学としてリポジトリ事業の位置付けが確立され、図書館業務として定着されつつあるが、教員等研究者から成果物のリポジトリへの掲載希望が少ないことから、何らかの広報展開が必要である。
- ・これまで大学図書館の伝統的業務とされていたものがある一方、図書館職員に求められる新たな知識と見識について見直す必要が生じている。海外研修の実施などが考えられるが、個々の大学で育成することは困難な面がある。又、特定分野の専門性を有する職員を配置することも難しいのが実態である。

将来に向けた発展方策

※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸ばさせるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。

- ・大学としての情報戦略の下で、図書館は、学内外の知識の収集拠点、情報流通の結節点であると位置付ける仕組み・システムを整備し明確にする必要がある。毎年度行なっている事業計画・報告の履歴を分析し、図書館が果たすべき役割・機能の変化を踏まえた中・長期的な将来計画を策定することで、図書館の位置付けを明確化し、学内外にアピールしていくことが重要と考える。
- ・学生に刺激的な学習空間を提供するだけでなく、学習をリードする教員に対して、学習空間を学生に積極的に利用させるための課題の出し方や教育研究データの教育現場での活用を促すための広報、啓蒙活動を展開するための具体的な方策作りが必要である。
- ・電子ジャーナルや紙媒体として刊行される洋雑誌の継続的な価格の上昇は、他の図書資料購入の予算を削減せざるを得ないなどの弊害を生じており、今後はより選択肢の広い新しい資料収集・提供体制について模索していく必要がある。
- ・授業時間内のガイダンスの他に、利用目的別に各種ガイダンスを用意しているが、学部生・大学院学生共に、授業の空き時間が少ないとの理由により申込み利用が少ない。学生に興味を持たせる

ようなガイダンスの新たな仕組み作りが必要となっている。

- ・自動書庫を設置するか、大学単体もしくは共同で保存書庫を設置し、稼働率の低い紙媒体資料等を収容する。
- ・研究倫理審査体制は整備されたが、本学研究者の専門分野からは審査対象となる研究が限定的であると見込まれることから、他大学事例の研究会を実施する等により体制の形骸化を防止する工夫が求められる。

根拠資料

<校舎、施設・設備関係>

キャンパス整備検討のパートナー企業募集について（平成 26 年 7 月学長依頼）及び第 8 回キャンパス整備検討会議事要旨、学寮の施設整備について（平成 26 年 7 月学寮の施設整備に関する WG 報告）、学生会館（パレス）の耐震診断の実施について（平成 26 年 10 月学校法人本部決裁）

<図書館関係>

平成 26 年度大学基礎データ（表 31、32、33）、平成 26 年度事業計画・報告書、日本図書館協会「大学図書館調査票 2014」、平成 26 年度学術情報基盤実態調査《大学図書館編》、日本カトリック大学連盟図書館協議会 2014 年度加盟館実態報告書、平成 26 年度第 2 回図書館委員会、規程(6-1-2)聖心女子大学図書館資料の収集方針、図書館収書支援システム利用登録完了通知書、図書館システム Cloud 版「サービス利用許諾書」、聖心女子大学図書館ホームページ、ガイダンスアンケート結果一覧表、各種ガイダンス申込書、聖心女子大学学術リポジトリ運営委員会規程、聖心女子大学学術リポジトリ運用要項、聖心女子大学学術リポジトリ登録申請書兼公開許諾書、聖心女子大学学術リポジトリ博士論文登録申請書兼公開許諾書

<研究支援関係>

「平成 26 年度 科研費の使用に係る説明会」報告書（平成 26 年 7 月 8 日）、「科学研究費助成事業の制度について」開催案内（平成 26 年 7 月 22 日）、科研費執行マニュアル 2014、将来構想・評価委員会議事録要旨（平成 26 年度第 7 回、第 9 回教授会/予定）、大学院専攻代表委員会議事録要旨（平成 26 年度第 1 回）、大学院将来構想・評価委員会議事録要旨（平成 26 年度第 1～6 回）、大学院委員会議事録要旨（平成 26 年度第 5 回）

## 8. 社会連携・社会貢献

大学基準協会による「点検・評価項目」
(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。 (2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。
本学の「到達目標」(H25.10.25)の達成度状況
<p>●<b>社会との連携・協力に関する方針を定め、教職員で共有する。</b></p> <p>大学全体の「社会連携・社会貢献に関する方針」については、平成26年4月に立ち上がった学長直轄のワーキンググループ「ミッション推進会議」で検討を重ね、案を策定した。同案は第4回将来構想評価委員会にて承認(7月18日)され、第5回教授会で学内へ周知(9月24日)するとともに大学公式ホームページに掲載(10月)し、社会に公表した。</p> <p>●<b>大学の理念に基づき、国際的な活動も含めて学生のボランティアなどの社会貢献活動への支援をさらに積極的に進める。</b></p> <p>マグダレナ・ソフィアセンターで学生が参加できるボランティアの情報を集め、随時学生に提供している。11月9日に首都圏カトリック大学(白百合女子大学、上智大学、清泉女子大学、東京純心女子大学)と宗教法人カトリック中央協議会カリタスジャパン共催のカリタス反貧困キャンペーン共同企画として講演会とワークショップの2部構成からなるイベントを開催した。本学はイベント会場として学内施設等を提供し、カリタスジャパンや共催校とともにイベントを広く周知し、学生実行委員の運営サポートを行った。</p> <p>平成26年9月から、カトリック大学のアイデンティティを明確に打ち出す方策としてマグダレナ・ソフィアセンター内にカトリックルームを設け、ボランティアルームと2本立てとした。このことにより、宗教的活動とボランティア活動の各々の可視化と活性化を図り、学生に対する支援体制を強化した。</p> <p>東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が各大学に呼びかけたことを受けて、当委員会との「大学連携に係る協定」を6月に締結した。2020(平成32)年度の実施に向けて、本学としての協力の在り方を検討していく。</p> <p>平成23年度からはじまった「カリタスジャパン震災支援募金」、平成25年度からはじまった「四川省地震募金」、「フィリピン台風募金」に関する支援窓口をマグダレナ・ソフィアセンターに置き、継続した支援を行っている。</p> <p>聖心会のケニアの管区長から世界の聖心の学校・大学に向けて依頼のあった「ケニアに聖心の子寄宿学校を開校するための資金協力」について、大学として協力することが教授会で合意された(11月13日)</p> <p>難民教育基金の活動を行っている SHRET (Sacred Heart Refugee Education Trust)をはじめとする学生の課外活動団体の継続的な活動の支援するとともに、貧困対策の一環として「TABLE FOR TWO」プロジェクトを学食で毎週火曜日に実施し、学生だけでなく教職員にも周知し発展させている。</p> <p>学生課外活動団体のアーククラブがカレンダー等を販売した利益を東日本大震災復興支援としてあしなが育英会に寄附したことによりお礼状が授与された(4月14日)。マグダレナ・ソフィアセンターでは物販の支援を行った。このほか、MSSS すみれセクションが、知的障害児に対する支援を行ってきた関係施設から、継続的な支援活動に対する感謝状を授与された(10月17日)。</p> <p>2010年10月から始まった「わりばし」のリサイクルプロジェクト「和RE 箸大作戦」は、4年目を迎えた。平成26年度はプロジェクトの中心的活動を担っている生課外活動団体 Coco Ka PECO が企画して「ワリバシ講演会」(11月21日)を開催し、学生へ、環境への関心、向上を呼びかけた。</p> <p>2010年から始まった「落ち葉の堆肥化」についても4年目を迎え、「持続可能な社会」を研究テーマとする教員と大学公認の環境系団体の学生、ならびに総務課とが合同して大学の落ち葉を再利用し腐葉土づくりを行っている。なお、平成25年度は聖心祭で学生による関連発表を行い、あわせ</p>

て地域商店街(花屋)に腐葉土を置かせてもらう取組みを行った。

●**東日本大震災の被災地への復興支援活動は、陸前高田で実施している子ども支援に加えて、必要な活動を教職員とともに協力し柔軟に対応していく。**

平成23年度から始まった子ども支援のための学生の派遣および陸前高田での“うごく七夕祭り”は、今年度も引き続き行っている。

「東日本大震災復興支援推進会議」は、平成23年5月に発足して以来、東日本大震災の被災地への復興支援における大学内のあらゆる支援活動について、継続的に実行・推進してきた。震災から3年余が経過したことにより、平成26年度は緊急支援から平常支援に方針を移行すべく、被災地への実践的な支援活動や教育活動のあり方、それを支える人的・資金的支援の確保について無理のない持続可能な体制を検討、実行した。

大学教職員、学生が聖心姉妹校や同窓会、聖心会等と協力して震災復興支援チャリティーデー(6月28日)を開催し、大学を中心とする聖心コミュニティ全体での復興支援協力体制を築いた。

また特別非営利活動法人日本学生ボランティアセンターと「学生ボランティア活動推進に関する協定書」を締結(平成26年3月26日)し、覚書を取り交わした(4月1日)。このことにより、陸前高田市での子ども支援活動へ学生を派遣する往復バスチャーターの支援制度、および寄附講座科目として「ボランティア体験の振り返り」(2単位)を新設し、非常勤講師の派遣の支援を受ける体制を整えた。

●**町内会とともに行なう防災活動や地域の小学校の児童へのサポートなど、実施中の地域社会との連携をさらに充実させる。**

例年の学内自衛消防隊総合訓練に、渋谷消防署恵比寿出張所長、渋谷区防災計画課防災計画主査、災害ボランティア講座推進会から講師を招き、大学と地域の防災連携について話し合う場を設けた(9月26日)。また、地域の町内会の防災訓練に本学職員(総務課職員、防災ボランティア班長(学寮部課長))および留学生、学寮生が参加し、町内会との協体制の維持に努めた(10月26日)。

2010年度に始まった English Summer Camp は5年目を迎え、2013年度から英語英文学科と国際センターが共催で開催している。このプログラムでは参加学生の英語力の向上を目指すとともに近隣の小学校児童を招き、アクティビティを通して英語の楽しさを伝える機会を設けた。

近隣小学校や高等学校からの要請を受けて、国際センターから外国人留学生を派遣し、児童・生徒達に母国文化について紹介する機会を設けたり、近隣中学校の外国人生徒の通訳・翻訳のサポートを行い、国際化への推進に協力した。

この他、近隣小学校や幼稚園へ課外活動団体が訪問する等の親交を深めた。

毎年12月に学生課外活動団体の聖歌隊が近隣町内会行事に参加し、クリスマスキャロルを歌っている。

ラジオ放送関係の学生課外活動団体が近隣商店街の事務所からランチタイムの30分間を使って取材した商店街のお店等を紹介している。

●**地域や大学外部の方からニーズを聴取しつつ、マグダレナ・ソフィアセンター、心理教育相談所、キリスト教文化研究所、教養講座、各種の講演会等による社会貢献をさらに充実させる。**

地域や大学外部の人々を広く受け入れる体制で各種講演会並びに公開講座を行なっているとともに、講演会のポスターを地域の商店街に掲載するなど、地域に向けての広報活動を行なっている。

キリスト教文化研究所の教養ゼミナールのいっそうの充実を図り、昨年度に引き続き専任教員による講座を開設するとともに、夜間講座についてはさらに1講座追加し、計2講座を開設した。

産学連携の取り組みとして、11月6日に「さわやか信用金庫」と学生のキャリア形成支援および地域の活性化、産業振興の強化のため「業務連携・協力に関する協定書」を締結した。

マグダレナ・ソフィアセンターによる渋谷区教育委員会を招いた「ボランティア説明会」を開催

し、学生にボランティア情報の提供を行った。
<p>●<b>社会連携・社会貢献の適切性について検証し、改善につなげる。</b></p> <p>平成26年4月より、聖心女子大学のミッションを再認識しその達成の具体的な目標を定め、方法を検討し、実現を推進することを目的とした学長直轄会議「ミッション推進会議」を立ち上げた。当会議の運営方法は、学長と会議のメンバーで検討を行った内容を、経営会議に報告、必要に応じて関係委員会や教授会での討議または報告を行い、実現を推進する。</p> <p>同会議において、前期時点で行われている大学のミッションを具現化していると思われる学生・教職員、組織的な活動を洗い出して可視化を図り、活動内容を整理した(7月25日)。これを受けて、ミッションの具現化を広く浸透させる試みとして、マグダレナ・ソフィアセンター長から学生課外活動団体へ呼びかけ、学生が主体的に学生の活動や取組を共有するための交流会を設定した。今後は、ミッションの具現化に繋がる学生の主体的な活動を奨励するための方策として、大学を挙げた表彰制度も視野に入れて検討をしている。</p>
大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題
● <b>社会連携・社会貢献に関する方針を定める。</b>
● <b>社会連携・社会貢献の適切性について検証する体制を作り、改善につなげる。</b>
効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。
改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。
将来に向けた発展方策 ※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸ばさせるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。
根拠資料 ミッション推進会議議事録、将来構想・評価委員会議事録、教授会議事録、チャリティデー報告書、English summer camp 報告書、大学公式ホームページ(情報公開、各種方針)、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との協定書、

## 9. 管理運営・財務

## 管理運営

大学基準協会による「点検・評価項目」
<p>(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。</p> <p>(2) 明文化された規定に基づいて管理運営を行っているか。</p> <p>(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。</p> <p>(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。</p>
<p>大学の「到達目標」(H26.10.17)の達成度状況</p> <p>●<b>大学の理念の実現に向けて管理運営方針を明確に定め、教職員で共有する。</b></p> <p>平成26年度第4回将来構想・評価委員会で管理運営方針が明確に定められ、第5回教授会の報告で教員に周知、9月部課長等連絡会で事務職員に周知された。また、大学ホームページに掲載し学内外に公開している。</p> <p>●<b>教学組織と法人組織の権限と責任の明確性を確保する。</b></p> <p>大学と学校法人との間の権限及び責任上の関係性に問題は生じていない。理事会に教員2名が、又、評議員会に教員2名及び事務職員1名が参画し、適正な連携を保つとともに、学長選考規程等の改廃においては、双方の委員からなる合同の検討委員会を設置(平成25年度学長選出規程等改正検討委員会提案/平成25年度第10回教授会)し、学長候補者の選考にあたっては規程(内規)に則り学長候補者選考委員会を合同で運営(平成26年度学長候補者選考委員会委員選出/平成26年度第4回教授会)する等、必要な協調関係を保持している。</p> <p>●<b>「教授会規程」「大学院委員規程」により、教授会と大学院委員会の権限と責任の明確性を確保する。</b></p> <p>教授会、大学院委員会とも各規程に則って適正に運用されており、権限及び責任の明確性確保に問題は生じていない。</p> <p>○<b>学校教育法及び学校教育法施行規則の一部改正等に伴う学内規則等の総点検・見直しを適切に行い、学長の校務に関する権限と責任の明確性及び教授会等学内組織との関係の明確性を確保する。</b></p> <p>平成26年度中に学則等の主要な学内規則等の見直し及び必要な改正手続きを進行中。平成27年4月1日(改正関係法令の施行日)より施行(予定)(平成26年度第5回、第7回将来構想・評価委員会)。</p> <p>●<b>建学の精神、教育の理念の実現に向けて、着実にその具現化を図るため、毎年度、大学全体の事業計画、各部署毎の事業計画を作成しているが、期中、期末の自己点検評価により、PDCAサイクルの実質化を徹底する。</b></p> <p>期末については、毎年度の自己点検・評価が実施され、報告書が作成されている。期中については、各部署毎の事業計画に基づく中間評価としての自己点検・評価が行われ、部課長等連絡会で、それぞれの中間評価について情報が還元され共有化が図られている(平成26年度11月部課長等連絡会)。各部署毎の事業計画の中間評価のレビューを確実にし、期中のPDCAサイクルの実質化を更に徹底していく。</p> <p>●<b>大学改革が急速に進みつつある今日、法令改正や関連通達等を踏まえた学内規定の整備と周知については、より一層注意を払いつつ適時適切に行う。法令遵守については日頃より様々な機会をとらえて広く注意を喚起する。</b></p> <p>学内規定の整備においては、概ね遅滞無く行われており、主旨の徹底についても教授会等での説</p>

明を通じて適切に行われている（「博士論文要旨等の公表等に関する規程改正」（平成26年4月1日施行改正学位規程/平成25年度第4回大学院委員会）、「学長の校務における最終的な決定権の明確化」（平成27年4月1日施行改正学則他（予定）/平成26年度第6回教授会：将来構想・評価委員会報告として））。

●既存の各組織の権限や責任については明確化が図られているが、今後、大学を取り巻く変化や要請に対応しうる体制の整備が重要になるとの観点から、既存組織間の合同・連携協力の促進、既存組織で対応できない新たな取り組みのための組織を迅速に立ち上げることなど、学長のリーダーシップのもと、より一層機動的に対応しうる管理運営をめざす。

情報化の推進やキャンパスの整備等について、クラウドの導入による経費節減、PC等の統一的把握・管理による事務の簡素合理化と経費低減（平成25年度情報化推進プロジェクト報告/平成26年度第1回教授会）、今後のアメニティを構想する上での構成員の意識調査、キャンパス内他組織の意向確認（キャンパス整備の検討状況「中間まとめ」/平成25年度第14回教授会）、等を実施、実現することができた。その他、語学教育におけるメディア学習支援センターの役割と体制の整備強化及び上級第二外国語プログラムの改編・整備、遠隔コミュニケーションシステム（テレビ会議システム）の導入等教学環境の整備が推進された（いずれも平成26年度6回教授会報告等）。今後、さらに重要、複雑な課題についても、広く学内の意見や提案を求めつつ、積極的に取り組んでいくこととしている。

●職員組織は、専任、非常勤等さまざまな雇用形態による採用者で構成されているが、全員が大学を支える重要な構成員であるの言うまでもなく、一人ひとりにとって良好な職場環境であることが必須である。職員各人の積極性と責任性を促し、モチベーションを維持する観点から、職種等を問わずSDの提供、必要な裁量権限の付与等、勤労意欲に見合う業務配分に配慮する。

さまざまな雇用形態の事務職員で構成される職員組織の活力を高めるとともに、管理職と一般職員が一体となって業務の遂行、課題の解決に取り組める組織づくりが重要との認識に立ち、既存の人事基本方針の総合的見直しに着手した。具体的には、事務局内の各部署からメンバーを募ってワーキンググループを立ち上げ、現状分析を踏まえて、様々な項目に関する課題を抽出、検討を重ねたが、特に、職場全体として「あるべき職員像」を共有することの必要性を再認識し、これを当年度中に明文化するために、WGとしての原案を策定した。今後、さらに広い視点から内容に修正を加え、確定、公表して事務組織への定着を図る予定。（平成26年3月部課長等連絡会、同年11月人事WG報告書）

●職員間の相互協力による相乗的な効果の発揮のためには、その基礎となる信頼関係の樹立と保持が不可欠であり、管理職をはじめとして良好な職場環境の醸成に一層細心の注意をはらうことを、事務組織の優先課題として取り組む。

上記の取り組みの中で、一体的に、かつ優先的に検討を行っている。

●時間外勤務の縮減につき、引き続き取り組み、当初の基準値の半減を実現させる。ワークライフバランスを適正に保つとともに、経費節減による効果を人事評価も含めた処遇等に還元するなど、各職員の改善努力を適切に反映する方途について検討を進める。

平成25年度までの時間外勤務の削減実績の分析と、さらなる削減への課題の検討を踏まえ、当年度以降の具体的な取り組みに着手した。（平成25年3月部課長等連絡会。）特に、時間外勤務実績の部署間のバラツキや、同一部署における職員間の多寡が顕著にならないよう、施策担当部署からの積極的な情報発信に努めた。

●職員の資質向上、勤労意欲の維持のため、事務職員に係る評価制度等を適時見直すこととしているが、アンケート等で幅広く意見を徴し、個々人に着目したきめ細かなキャリアパスの形成支援を図ることを試みる。

当年度に立ち上げた人事基本方針の総合的見直しWGにおいて、事務職員の評価制度も含めて見

直しの対象としたが、その検討過程で、夏期の職員研修を通じてWG以外の職員の参加を募り、幅広い意見を取り入れるよう努めた。（平成26年7月事務局長通知）

●資質向上については、職員の個性や特技等を生かすことに配慮しつつ、事務職員としての基本的資質、知識等を身に付けさせ、広くいかなる部署に異動しても柔軟・適切に対応しうる環境適応性、応用力を育む研修等を提供する。

当年度も、夏期研修や一般研修、外部セミナーへの派遣、自己啓発制度活用の呼び掛け等を通じて、事務職員の基本的資質の向上や専門的知識の吸収に取り組んだ。また、新たな取組として、新卒採用者の外部初任者研修への派遣、夏期研修の一環としての国立大学法人との合同研修を実施し、さらに組織横断的な若手職員研修、管理職を対象とした人事評価者研修などを年度内に計画している。（平成26年7月事務局長通知、平成26年11月評価連絡会議）

●事務組織は、限られた人員等を最大限に有効活用する観点から、相互の連携と協力、重点施策等への機動的な人員配置、外部のニーズや変化に対応した柔軟な組織構築などが必要であり、組織の在り方や構成については、事務の組織規程及び事務分掌の定めを含め、不断の見直しにより最適化を図る。

事務組織については、配置部署の構成人員の属性、能力や業務遂行状況、重点施策等のニーズを踏まえて不断の見直しが必要であり、現行の人事制度の範囲で出来る限り効果的な運用に努めているところであるが、今年度を実施した人事基本制度の総合的見直しにおいても、現行制度の発展的見直しが提言されたところである（平成26年11月人事WG報告書）。組織規程及び事務分掌については、見直される組織の実態を踏まえて、適宜修正を図っていく。

大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題

●管理運営方針を策定する。

管理運営方針を定めて、大学ホームページで公開した。

効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。

改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。

将来に向けた発展方策

※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸長させるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。

根拠資料

大学ホームページ：

管理運営方針 (<http://www.u-sacred-heart.ac.jp/about/images/kanriuneihousin.pdf>)、

将来構想・評価委員会議事録要旨（平成26年度第4回、第7回）、教授会議事録要旨（平成25年度第10回、14回、平成26年度第1回、4回、5回、6回）、大学院委員会（平成25年度第4回）、学位規程、聖心女子大学学則、部課長等連絡会報告（平成26年度9月、11月）、

人事基本方針の総合的見直し作業に係わるWGの設置について（平成26年3月部課長等連絡会資料）、人事基本方針の総合的見直し作業について（平成26年11月人事制度WG報告書）、時間外勤務縮減の徹底について（平成26年3月部課長等連絡会資料）及び各人宛事務局長依頼、平成26年度夏期研修参加について（平成26年7月事務局長通知）、平成27年度人事評価実施に向けてのスケジュール（平成26年11月評価連絡会議資料）

9. 管理運営・財務

財務

大学基準協会による「点検・評価項目」
(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。 (2) 予算編成及び予算執行は適切に行っているか。
<p>大学の「到達目標」(H25.10.25)の達成度状況</p> <p>●<b>帰属収支差額比率を早期に5%以上に回復させ、安定的財政基盤を確立するため、寄付金や科研費等補助金の獲得に一層努力を傾注し、そのために必要なきめ細かな工夫改善を図る。</b>                  科研費について、外部講師(文科省学術研究助成課課長補佐)による科研費申請推進のための講演会(平成26年7月22日開催)を開催した。「学納金」「寮費」等収入面での増収方策の検討に着手。既存寄付金も含め、適正な水準を検討し、財務状況の改善、帰属収支差額比率の早期5%回復に努める。</p> <p>●<b>現在検討中のキャンパス整備計画を実現する上で必要となる資金を確保するため、中長期的な資金計画を組み立てることとし、当面、年度毎の予算配分とその執行に留意し、決算状況を当該資金計画の策定のプロセスに適切に反映させる。</b>                  経費支出の総額は前年並みに抑えつつ、25年度より立ち上げた「情報化推進プロジェクト」や「キャンパス整備検討会」の事案に積極的に対応している。</p> <p>●<b>年度毎の予算編成方針の策定と適切な予算配分に引き続き努めるとともに、予算執行の状況や資金配分の効率について、他大学の事例等も参照し、実効性ある分析・検証を行い、予算管理の適正化と財務関連諸比率の向上に資する。</b>                  予算編成方針を策定し、経営会議メンバーによるヒアリングを実施、引き続き適正な予算配分に注力している。</p> <p>●<b>科研費等補助金の執行に係る適切性確保のため、内部監査制度を含め事務管理を充実させるとともに、使い勝手のよい外部資金を目指した簡素合理化のためのルールづくりを進める。関係教職員の協力を得て、不正防止の徹底を図る。</b>                  事務局による科研費の適正執行のための事務説明会(平成26年7月8日開催)を開催し、科研費取得者を中心に、制度趣旨と適正経理の徹底を目的にした意見交換会を行った。そこで提案された要望等をルール作りに反映させることとしており、これまでクレジットカード利用による備品、消耗品購入についての留意点、間接経費の柔軟化などの改善を図ってきている。また、毎年、科研費に係る内部監査を実施している(平成25年11月29日実施報告書)。</p>
大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題
<p>●<b>USH基金の定着を図り、適切な運用を行う。</b>                  寄付金の使用実績、その成果などをDMやホームページ上で公開し、一層の浸透を図っている。(平成26年1月以降 30件/3百万円)</p> <p>●<b>一般事務部局から独立した監査部門の設置を検討する。</b>                  学校法人全体の監査のなかで大学についても監査が実施されている。独立した監査部門の設置については、具体的な検討に至っていない。</p>
効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。
学生・教職員用XPパソコンの入替え、複数教室の映像システム更新等情報機器の集中的な更新対応によって、スケールメリットを確保している。
改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。

将来に向けた発展方策 ※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸長させるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。
USH 基金の寄付申込み、払い込み手順の多様化(Web 申込み、クレジット決済等)を検討し、順次実施につなげていく。
根拠資料 平成26年度「科学研究費助成事業の制度について」(案内ちらし/平成26年7月8日)、「平成26年度 科研費の使用に係る説明会」報告書(平成26年7月8日)、「科学研究費助成事業に係る平成25年度内部監査実施報告」(平成25年11月29日)、「予算編成方針」、「USH 基金収支簿」



## 10. 内部質保証

大学基準協会による「点検・評価項目」
<p>(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。</p> <p>(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。</p> <p>(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。</p>
<p>本学の「到達目標」(H26.10.17)の達成度状況</p> <p>●大学の諸活動において組織レベル・個人レベルで自己点検・評価を恒常的にを行い、その結果を基礎に、将来のために改善・改革を行う効果的なシステムを構築する。</p> <p>効果的なシステムは構築されている。本学では、大学基準協会による7年に1度の認証評価を大きな目標と位置づけながら、毎年度自己点検・評価を実施し、その結果を公表している。同協会の設定する「大学基準」と点検評価項目等を手がかりとしながら、一方で大学の独自性を生かすために、独自の評価の視点や多数の到達目標を設定し、大学のあらゆる活動において恒常的に内部質保証の意識を浸透させるよう努めている。</p> <p>内部質保証システムを有効に機能させることは、本学にとって、現代社会の期待に応じて本学の存在意義を発揮する上で必須の条件と考えており、関係の規程、組織、責任体制を整備し、なるべく全教職員の参加、協力のもとに進めることができるよう努めてきた。これまでの経験から、内部質保証のシステムを機能させるうえで、点検・評価による課題の発見から改善の実現までのプロセスに支障が生じやすく、ここをスムーズにつなげることが特に重要であると認識している。この観点から、点検・評価活動を恒常的に担う組織である将来構想・評価委員会は点検・評価の実施と、改善計画の策定とを共に担う委員会として設置されており、本学の内部質保証システムの特徴となっている。</p> <p>①本学の「内部質保証」の組織</p> <p>【全学レベル】</p> <p>学内委員会としては、「聖心女子大学自己点検・評価規定」に基づき、「全学評価委員会」が置かれており、年間3回程度開催され、以下の内容を審議している。</p> <p>(1) 自己点検・評価項目に関する事項</p> <p>(2) 学内各評価単位より提出された報告の取りまとめに関する事項</p> <p>(3) 自己点検・評価活動の見直しに関する事項</p> <p>(4) 自己点検・評価報告書の作成及び公表に関する事項</p> <p>(5) 認証評価に関する事項</p> <p>(6) その他自己点検・評価の実施及び自己点検・評価制度の充実に必要な事項</p> <p>全学評価委員会を支える事務組織としては、事務局企画部が該当する。</p> <p>【部局レベル】</p> <p>部局レベルでの内部質保証組織としては、「聖心女子大学自己点検・評価規程」に基づき、次の組織が「評価単位」として指定されている。</p> <p>(1) 文学部</p> <p>(2) 大学院</p> <p>(3) キリスト教文化研究所</p> <p>(4) 心理教育相談所</p> <p>(5) 図書館</p> <p>(6) 学寮</p> <p>(7) 事務組織</p>

## (8) その他本学の学則に定める組織

(1) 文学部と、(2) 大学院には、それぞれ、全学科・専攻の代表委員を含む将来構想・評価委員会、大学院将来構想・評価委員会が置かれ、原則として毎月開催されており、それぞれ文学部と大学院の内部質保証を継続的に担っている。特に、将来構想・評価委員会は文学部のみならず、大学全体の内部質保証のあり方について継続的に審議する役割を担っている。その他の組織に関しては、組織の責任者を中心に、関連する委員会の協力を得て内部質保証を推進している。

部局レベルでの内部質保証を支える事務組織としては、事務局企画部が該当する。

## 【全学レベルと部局レベルとの連携状況】

全学レベルの組織である「全学評価委員会」は、「聖心女子大学自己点検・評価規程」により、学長、副学長、事務局長のほか、部局レベルの組織である各「評価単位」の代表と学部、大学院の将来構想・評価委員会の委員全員等により構成されている。

また、毎年度の点検・評価活動については全学評価委員会が承認、決定した内容により各評価単位が実施している。そして、各評価単位が作成した点検・評価に関する報告書は全学評価委員会がとりまとめ、検討のうえ承認される関係になっている。

全学レベル、部局レベルの内部質保証を支える事務組織はともに企画部であり、連携上の問題は無い。

## ②実際に役に立つための取り組みや工夫

## 【全学レベル】

本学には経営会議(学長、副学長、図書館長、事務局長で組織)が置かれており、大学運営に関わる重要事項の審議、調整を行っている。経営会議の委員は全員が全学評価委員を兼ねており、全学評価委員会に際してはその提案内容について事前に検討している。また、全学評価委員会後にも今後取り組むべき課題、方法、時期などに関して検討、整理し、改善につなげるよう努めている。

実際の点検・評価活動においても、経営会議委員はほとんどの点検・評価項目に関する責任者であり、点検・評価報告書の執筆者でもある。このように経営会議が内部質保証に一貫して深く関わることで、実際に役に立つ内部質保証システムとして機能している。

## 【部局レベル】

将来構想・評価委員会は前述のように文学部のみならず大学全体の内部質保証を継続的に審議し、担っている存在である。経営会議委員は全員が将来構想・評価委員を兼ねており、将来構想・評価委員会の前には提案内容を事前に検討している。

また、前述したが、本学の内部質保証システムの特徴として、将来構想・評価委員会は点検・評価の実施と改善計画の策定とを同一の組織として共に行っている。このことも内部質保証が実際に役に立つことにつながっている。

さらに、「評価単位」、および各学科・専攻、各センター、部課などが毎年事業計画を作成する際には、点検・評価結果から見出される課題を単年度ないし中長期の事業計画の中に反映させるよう求めている。そのため時期的にも工夫しており、毎年の点検・評価は事業計画作成の直前の時期に行うこととしている。これも内部質保証を役に立つものにする工夫である。

## 【全学レベルと部局レベルとの連携】

前述のように経営会議が全学評価委員会、将来構想・評価委員会と一貫して深く関わることで、全学レベルと部局レベルの内部質保証が有効に機能し、連携がとれることになる。各部局から毎年提

出される事業計画についても将来構想・評価委員会及び経営会議が取りまとめて調整したうえで全体の状況が分かるよう学内向けにネット掲載しており、連携は十分に取れていると考える。

**●年度ごとに自己点検・評価を行い、その結果を社会へ公表する。また聖心女子大学に対する認証評価結果ならびに必要な情報についても社会に公表する。**

平成20年度以降、年度ごとに自己点検・評価を行い、その結果は大学HPにより社会に公表している。また、認証評価結果及び学校教育法施行規則に規定する情報についても公表している。ただし、教員の教育研究業績の公表については、書式、更新頻度などに改善の必要が認められる。

**●本学の他大学にはない特色や活力の検証・活用を図る。**

本学には、理念、国際性、リベラルアーツ、初学年教育、きめ細かい学修指導、学生生活支援、ボランティア活動支援、学寮、キャンパス環境、就職・進路実績等々、優れた特質がある。点検・評価の過程でこれらを明確化し、特色が発揮されるよう留意し、必要に応じて本学独自の点検・評価項目として取り上げていく。

**●認証評価機関および文部科学省からの指摘事項への適切な対応を行う。**

前回認証評価時に大学基準協会より指摘を受けた改善の助言に対しては、真摯に改善に取り組み、平成25年7月に『改善報告書』を提出した。今回の学科改組、教職課程認定に際して、文部科学省より受けた指摘に対してもすべて適切に対応した。また、上記『改善報告書』の提出に対して平成26年3月に大学基準協会から『改善報告書検討結果』を受領し、「助言」を「真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる」との評価を得たが、2項目が「引き続き一層の努力が望まれる」とされたことから、「課程博士」の学位の扱いについては平成26年度に学位規程の見直し改正を行い適切に対応した（予定）。なお、急速な改善が難しい「編入学定員に対する編入学生比率」については、引き続きさまざまな改善努力を行っている。

**●学外者からの意見聴取を検討する等、内部質保証の取り組みの客観性を確保する体制作りを図る。**

点検・評価に際し、根拠資料を整えることを各評価単位に求めている。個別の取り組みでは、平成27年度のシラバス作成から、学科代表委員（学部）及び専攻代表委員（大学院）が中心となってシラバスの記載内容の適正性を作成者以外の第三者がチェックし客観性を確保する運営を導入する（予定）（平成26年度第6回学科代表委員会、平成26年度第6回大学院専攻代表委員会）。また必要に応じて各種の調査にも積極的に取り組みたい。学外者からの意見聴取については未着手である。

**●内部質保証システムの妥当性を高めるための工夫を図る。**

なるべく多くの大学構成員の意見が反映される内部質保証システムを目指す。そのために学内向けホームページ（USH ネット）に掲載している諸会議事録、部門別の事業計画・事業報告、学科・専攻等の点検評価等、部門・所管別に作成される情報等の共有化を継続実施していく。内部質保証のあり方自体についても定期的な検証を行いたい。

**●教育研究活動のデータベース化を図り、積極的に広報を進める。**

現在すでに、教育研究活動に関する情報は公表しているが、情報量と更新頻度は十分でない。今後より詳細でわかりやすい書式を検討し、更新頻度も高めたい。

大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題

**●FD協議会の体制を整備する。**（規格化等による教育成果の検証機能向上）

FD協議会内規を定め、活動及び機能を制度化した。また、教務教員会の下に置かれる組織内規ながら、新設規則としての合意、周知を図ため教授会審議事項とした（平成26年度第5回教授会）。

**●学外者の意見を聴取する等の取り組みを検討する。**

姉妹院校長会、三カトリック女子大学学長懇談会等の組織を利用した意見聴取を課題にあげているが、検討段階に止まっている。

効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。

将来構想・評価委員会が、点検・評価と改善・将来構想とを共に担っていること。

改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。

学外者の意見聴取

将来に向けた発展方策

※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸ばさせるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。

学外者の意見聴取の仕組み作り

根拠資料

「聖心女子大学学則」、「聖心女子大学大学院学則」、「聖心女子大学自己点検・評価規程」、将来構想・評価委員会に関する規程（「聖心女子大学教授会規程に基づく委員会規程」）、「聖心女子大学経営会議規則」

各年度「聖心女子大学点検・評価報告書」（平成20～25年度）（大学ホームページの掲載アドレス：<http://www.u-sacred-heart.ac.jp/about/grading/>）、「学校教育法施行規則第172条の2」に定める教育研究活動等の情報公開（<http://www.u-sacred-heart.ac.jp/about/gakusoku.html>）

全学評価委員会議事録（平成25年度第3回、平成26年度第1回）、将来構想・評価委員会議事録（平成25年度第8回、第9回、平成26年度第1回、第3回）、大学院将来構想・評価委員会（平成25年度第6回、第7回、平成26年度第1回、第2回）、学科代表委員会議事録（平成26年度第6回）、大学院専攻代表委員会議事録（平成26年度第6回）、教授会議事録（平成26年度第5回）、各年度「部門別事業報告書（学内ホームページ掲載による学内共有情報）」（平成20年度～25年度）